

ニセコ町地域防災計画（原子力防災計画編）修正（案） 新旧対照表

修正前 (H25.3.28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則…………… 1</p> <p> 第1節 計画の目的…………… 1</p> <p> 第2節 計画の性格…………… 1</p> <p> 第3節 計画の基本方針…………… 1</p> <p> 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲…………… 2</p> <p> (新規)</p> <p> (新規)</p> <p> (新規)</p> <p> 第5節 原子力災害に至らない事故への対応…………… 2</p> <p> 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 2</p> <p>第2章 原子力災害事前対策…………… 7</p> <p> 第1節 基本方針…………… 7</p> <p> 第2節 泊発電所における予防措置等の責務…………… 7</p> <p> 1 泊発電所における安全確保…………… 7</p> <p> 2 泊発電所における防災体制の確立…………… 7</p> <p> 第3節 原子力防災体制等の整備…………… 7</p> <p> 1 ニセコ町防災会議…………… 7</p> <p> 2 泊発電所原子力事業者防災業務に関する協議…………… 7</p> <p> 3 原子力防災要員等の届出の受理…………… 7</p> <p> 4 立入検査の実施等…………… 7</p> <p> 5 泊発電所に関する安全確保…………… 8</p> <p> 6 広域的な応援体制の整備…………… 8</p> <p> 7 長期化に備えた動員体制の整備…………… 8</p> <p> 8 緊急時応急対策拠点施設の整備等…………… 9</p> <p> 9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携…………… 9</p> <p> (新規)</p> <p> 第4節 避難収容活動体制の整備…………… 9</p> <p> 1 退避等措置計画等の作成…………… 9</p> <p> 2 避難場所等の整備…………… 10</p> <p> 3 災害時要援護者等に対する配慮…………… 10</p> <p> 4 学校等施設における避難計画の整備…………… 11</p> <p> 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備…………… 11</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則…………… 1</p> <p> 第1節 計画の目的…………… 1</p> <p> 第2節 計画の性格…………… 1</p> <p> 第3節 計画の基本方針…………… 1</p> <p> 第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲…………… 2</p> <p> 第5節 <u>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</u>…………… 2</p> <p> 1 <u>原子力施設等の状況に応じた防護措置の準備及び実施</u>…………… 2</p> <p> 2 <u>放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</u>…………… 3</p> <p> 第6節 原子力災害に至らない事故への対応…………… 3</p> <p> 第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱…………… 3</p> <p>第2章 原子力災害事前対策…………… 8</p> <p> 第1節 基本方針…………… 8</p> <p> 第3節 泊発電所における予防措置等の責務…………… 8</p> <p> 1 泊発電所における安全確保…………… 8</p> <p> 2 泊発電所における防災体制の確立…………… 8</p> <p> 第3節 原子力防災体制等の整備…………… 8</p> <p> 1 ニセコ町防災会議…………… 8</p> <p> 2 泊発電所原子力事業者防災業務に関する協議…………… 8</p> <p> 3 原子力防災要員等の届出の受理…………… 8</p> <p> 4 立入検査の実施等…………… 8</p> <p> 5 泊発電所に関する安全確保…………… 9</p> <p> 6 広域的な応援体制の整備…………… 9</p> <p> 7 長期化に備えた動員体制の整備…………… 10</p> <p> 8 緊急時応急対策拠点施設の整備等…………… 10</p> <p> 9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携…………… 10</p> <p> 10 <u>放射性物質による環境汚染への対処のための整備</u>…………… 10</p> <p> 第4節 避難収容活動体制の整備…………… 10</p> <p> 1 退避等措置計画等の作成…………… 10</p> <p> 2 避難場所等の整備…………… 11</p> <p> 3 災害時要援護者等に対する配慮…………… 12</p> <p> 4 学校等施設における避難計画の整備…………… 12</p> <p> 5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の整備…………… 12</p>	<p>(修正事由の表記)</p> <p>指針…原子力災害対策指針 (H24.12.3 公表：原子力規制委員会告示第5号)</p> <p>防災基本計画…防災基本計画原子力災害対策編 (H24.9.6 修正：中央防災会議)</p> <p>マニュアル…地域防災計画 (原子力災害対策編) 作成マニュアル (H25.3 改訂版：内閣府・消防庁)</p> <p>道計画…北海道地域防災計画 (原子力防災計画編) (H25.5.30 修正：北海道防災会議)</p>

修 正 前 (H25. 3. 28)	修 正 案	修正事由
6 住民等の避難状況の確認体制の整備……………11	6 住民等の避難状況の確認体制の整備……………12	
7 避難場所・避難方法等の周知……………11	7 避難場所・避難方法等の周知……………13	
第5節 通信連絡体制の整備……………12	第5節 通信連絡体制の整備……………13	
1 町、道等の通信連絡体制の整備……………12	1 町、道等の通信連絡体制の整備……………13	
2 住民等に対する情報伝達体制の整備……………12	2 住民等に対する情報伝達体制の整備……………13	
第6節 緊急時モニタリング体制の整備……………12	第6節 緊急時モニタリング体制の整備……………13	
第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備……………12	第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備……………13	
1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築……………12	1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築……………13	
2 医療資機材、体制の整備……………12	2 医療活動用資機材、体制の整備……………14	
第8節 防災資機材の整備……………13	第8節 防災資機材の整備……………14	
第9節 防災対策資料の整備……………13	第9節 防災対策資料の整備……………14	
1 泊発電所に関する資料……………13	1 泊発電所に関する資料……………14	
2 社会的環境に関する資料……………13	2 社会的環境に関する資料……………14	
3 自然的環境に関する資料……………13	3 自然的環境に関する資料……………15	
第10節 行政機関の業務継続計画の策定……………14	第10節 行政機関の業務継続計画の策定……………15	
第11節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発……………14	第11節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発……………15	
1 普及啓発活動……………14	1 普及啓発活動……………15	
2 避難先連絡の周知……………14	2 避難先連絡の周知……………16	
第12節 防災業務関係者の人材育成……………15	第12節 防災業務関係者の人材育成……………16	
第13節 防災訓練の実施……………15	第13節 防災訓練の実施……………16	
1 防災訓練の実施……………15	1 防災訓練の実施……………16	
2 国の総合的な原子力防災訓練への参画……………16	2 国の総合的な原子力防災訓練への参画……………17	
第14節 泊発電所上空の飛行規制……………16	第14節 泊発電所上空の飛行規制……………17	
1 国（国土交通省）の規制措置……………16	1 国（国土交通省）の規制措置……………17	
2 原子力事業者の措置……………16	2 原子力事業者の措置……………17	
第3章 緊急事態応急対策……………17	第3章 緊急事態応急対策……………18	
第1節 基本方針……………17	第1節 基本方針……………18	
第2節 事故状況等の把握及び通報連絡……………17	第2節 事故状況等の把握及び通報連絡……………18	
1 警戒事象発生情報の連絡……………17	1 警戒事象発生情報の連絡……………18	
2 特定事象発生情報の連絡……………17	2 特定事象発生情報の連絡……………18	
3 応急対策活動情報の連絡……………18	3 応急対策活動情報の連絡……………19	
4 一般通信回線が使用できない場合の対処……………19	4 一般通信回線が使用できない場合の対処……………20	
5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動……………19	5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動……………20	
第3節 応急活動体制……………21	第3節 応急活動体制……………22	
1 配備体制及び災害対策本部等の設置……………21	1 配備体制及び災害対策本部等の設置……………22	

修 正 前 (H25. 3. 28)	修 正 案	修正事由
2 第1非常配備(初期活動体制)……………22	2 第1非常配備(初期活動体制)……………23	
3 第2非常配備(原子力災害警戒本部の設置)……………22	3 第2非常配備(原子力災害警戒本部の設置)……………23	
4 第3非常配備(災害対策本部の設置)……………24	4 第3非常配備(災害対策本部の設置)……………25	
第4節 住民等に対する広報及び指示伝達……………26	第4節 住民等に対する広報及び指示伝達……………27	
1 住民等への広報……………26	1 住民等への広報……………27	
2 住民問い合わせ窓口……………27	2 住民問い合わせ窓口……………28	
3 町行う広報及び指示伝達……………27	3 町行う広報及び指示伝達……………28	
第5節 緊急時モニタリング……………29	第5節 緊急時モニタリング……………30	
1 緊急時モニタリング活動への協力……………29	1 緊急時モニタリング活動への協力……………30	
2 放射性物質による汚染状況の把握……………29	2 放射性物質による汚染状況の把握……………30	
第6節 防護対策……………29	第6節 防護対策……………30	
1 <u>P A Z内の町村による防護対策への協力</u> ……………29	1 <u>防護対策の実施</u> ……………30	
2 <u>U A Z内の防護対策の実施</u> ……………30	(削除)	
3 <u>避難又は避難の誘導</u> ……………32	2 <u>避難又は避難の誘導</u> ……………33	
4 <u>一時滞在場所の設置</u> ……………33	3 <u>一時滞在場所の設置</u> ……………33	
5 <u>災害時要援護者等への配慮</u> ……………33	4 <u>災害時要援護者等への配慮</u> ……………34	
6 <u>学校等施設における避難措置</u> ……………34	5 <u>学校等施設における避難措置</u> ……………34	
7 <u>仮設住宅等の活用</u> ……………34	6 <u>仮設住宅等の活用</u> ……………34	
8 <u>警戒区域の設定</u> ……………34	7 <u>警戒区域の設定</u> ……………35	
9 <u>立入制限等の措置</u> ……………34	8 <u>立入制限等の措置</u> ……………35	
10 <u>防護対策地区及び警戒区域内の警備</u> ……………34	9 <u>防護対策地区及び警戒区域内の警備</u> ……………35	
11 <u>防災業務関係者の防護対策</u> ……………34	10 <u>防災業務関係者の防護対策</u> ……………35	
12 <u>飲料水・飲食物の摂取制限等の措置</u> ……………35	11 <u>飲料水・飲食物の摂取制限等の措置</u> ……………35	
第7節 緊急被ばく医療……………35	第7節 緊急被ばく医療 <u>活動</u> ……………36	
第8節 緊急輸送活動及び必需物質の調達……………36	第8節 緊急輸送活動及び必需物質の調達……………37	
1 緊急輸送活動……………36	1 緊急輸送活動……………37	
2 生活必需品の調達……………37	2 生活必需品の調達……………37	
第9節 行政機関の業務継続に係る措置……………37	第9節 行政機関の業務継続に係る措置……………38	
第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策……………37	第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策……………38	
第4章 原子力災害中長期対策……………39	第4章 原子力災害中長期対策……………40	
第1節 基本方針……………39	第1節 基本方針……………40	
第2節 緊急事態解除宣言後の対応……………39	第2節 緊急事態解除宣言後の対応……………40	
第3節 現地事後対策連絡会議の出席等……………39	第3節 現地事後対策連絡会議の出席等……………40	
第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定……………39	第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定……………40	
第5節 放射性物質による環境汚染への対処……………39	第5節 放射性物質による環境汚染への対処……………40	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
第6節 <u>各種指示・制限措置の解除</u> ……………39	第6節 <u>各種制限措置等の解除</u> ……………40	
第7節 損害賠償の請求等に必要資料の作成……………40	第7節 損害賠償の請求等に必要資料の作成……………41	
1 被災住民等の登録……………40	1 被災住民等の登録……………41	
2 損害調査の実施……………40	2 損害調査の実施……………41	
3 健康調査の実施……………40	3 健康調査の実施……………41	
4 諸記録の作成……………40	4 諸記録の作成……………41	
第8節 被災者等の生活再建等の支援……………40	第8節 被災者等の生活再建等の支援……………41	
第9節 風評被害等の影響の軽減……………40	第9節 風評被害等の影響の軽減……………42	
第10節 被災中小企業等に対する支援……………41	第10節 被災中小企業等に対する支援……………42	
第11節 心身の健康相談体制の整備……………41	第11節 心身の健康相談体制の整備……………42	
第12節 物価の監視……………41	第12節 物価の監視……………42	
第13節 原子力事業者の災害復旧対策……………41	第13節 原子力事業者の災害復旧対策……………42	
1 災害復旧計画の作成……………41	1 災害復旧計画の作成……………42	
2 道等が行う災害復旧対策への協力……………41	2 道等が行う災害復旧対策への協力……………42	
3 損害賠償請求等への対応……………41	3 損害賠償請求等への対応……………42	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、ニセコ町（以下「町」という。）、北海道（以下「道」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、ニセコ町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、災対法第 42 条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画等の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき、作成するものである。</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要があると認められるものについては、住民等への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、いったん放射性物質が拡散すると広範囲に長期間に影響がおよぶなどの特殊性を有していることから、災害に対処するためには放射線等に関する正確な知識を身につけることが必要である。</p> <p>本計画においては、このような原子力災害の特殊性及び被害の重大性にかんがみ、住民等の命と生活の確保、安心安全を第一に計画を作成する。</p> <p>そのため、迅速かつ的確に、事故や周辺環境の情報収集・伝達・共有に努め、地域の地理的、気象的な特徴を事前に把握し、放射線拡散シミュレーション等の科学的な成果を活用し、行政機能の継</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 節 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する原子力発電所（以下「泊発電所」という。）における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生ずる原子力災害（以下「原子力災害」という。）の防災対策に関し、ニセコ町（以下「町」という。）、北海道（以下「道」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行により、ニセコ町民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。</p> <p>なお、この計画は放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ放出されることによる事故に際しても、これに準じて措置するものとする。</p> <p>第 2 節 計画の性格</p> <p>この計画は、災対法第 42 条の規定により、国の「防災基本計画（原子力災害対策編）」及び「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき作成するものであり、毎年検討を加え、国の防災基本計画等の変更等により修正の必要があると認められる場合にはこれを修正するものとする。</p> <p>この計画は、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」に基づき、作成するものである。</p> <p>この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要があると認められるものについては、住民等への周知を図るものとする。</p> <p>また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じ細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。</p> <p>第 3 節 計画の基本方針</p> <p>原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、いったん放射性物質が拡散すると広範囲に長期間に影響がおよぶなどの特殊性を有していることから、災害に対処するためには放射線等に関する正確な知識を身につけることが必要である。</p> <p>本計画においては、このような原子力災害の特殊性及び被害の重大性にかんがみ、住民等の命と生活の確保、安心安全を第一に計画を作成する。</p> <p>そのため、迅速かつ的確に、事故や周辺環境の情報収集・伝達・共有に努め、地域の地理的、気象的な特徴を事前に把握し、放射線拡散シミュレーション等の科学的な成果を活用し、行政機能の継</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>続性や住民自治の確保方法などにも配慮した計画とする。</p> <p>また、住民等への原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、資機材の整備、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど、所要の措置を定めるものとする。</p> <p>なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、町の地域防災計画本編に基づき運用するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、原子力災害対策指針により、泊発電所を中心に、目安として半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とされている。</p> <p>また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とされている。</p> <p>これらの考え方を踏まえ、泊発電所から半径30キロメートル圏に含まれる本町においては、30キロメートル圏外も含めた町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所施設の状況及び周辺地域図 (資料1-4-1)</p> <p>(新規)</p>	<p>続性や住民自治の確保方法などにも配慮した計画とする。</p> <p>また、住民等への原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、資機材の整備、通報連絡等の必要な体制をあらかじめ確立するとともに、緊急時において、迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制を確立するなど、所要の措置を定めるものとする。</p> <p>なお、本計画に定めるもののほか必要な事項については、町の地域防災計画本編に基づき運用するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲</p> <p>原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、原子力災害対策指針により、泊発電所を中心に、目安として半径5キロメートル以内の即時避難区域（PAZ：Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）と、半径30キロメートル以内の緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）とされている。</p> <p>また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき町村は、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（以下「関係町村」という。）とされている。</p> <p>これらの考え方を踏まえ、泊発電所から半径30キロメートル圏に含まれる本町においては、30キロメートル圏外も含めた町全域を「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」とする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所施設の状況及び周辺地域図 (資料1-4-1)</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設等の状況に応じた防護措置の基準及び実施</p> <p><u>PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響を回避するため、放射性物質の環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が以下に示す区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的防護措置を準備し、実施することとする。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的防護措置を実施することがある。</u></p> <p><u>○警戒事象（原災法第10条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障であって、原子力規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（後志管内で震度6弱以上の地震、立地村で震度5弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時）</u></p> <p><u>○特定事象（原災法第10条）</u></p> <p><u>○原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）</u></p>	<p>指針を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由								
<p>第5節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>町は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、道が行っている放射性線監視体制や「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」(以下「安全確認協定」という。)第10条に定める原子力事業者からの異常時における連絡に際し、道及び原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、住民等へ適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書 (資料1-5-1)</p> <p>第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関して、町、羊蹄山ろく消防組合、道、倶知安警察署並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p>	<p><u>また、UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとする。</u></p> <p><u>緊急事態区分とEALについて (別添1)</u></p> <p><u>注) 原災法が改正されるまで、原子力災害対策指針で定める緊急事態区分の基準を適用することとし、本計画では、次のとおり原災法の用語を使用する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1389 615 2516 804"> <thead> <tr> <th><u>緊急事態区分</u></th> <th><u>原災法等の用語</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>警戒事態</u></td> <td><u>警戒事象</u></td> </tr> <tr> <td><u>施設敷地緊急事態</u></td> <td><u>特定事象(原災法第10条)</u></td> </tr> <tr> <td><u>全面緊急事態</u></td> <td><u>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言(原災法第15条)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施</p> <p><u>放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。</u></p> <p><u>OILと防護措置について (別添2)</u></p> <p>第6節 原子力災害に至らない事故への対応</p> <p>町は、原子力災害に至らない事故についても、住民等の不安や動揺を招かないよう、道が行っている放射線監視体制や「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」(以下「安全確認協定」という。)第10条に定める原子力事業者からの異常時における連絡に際し、道及び原子力防災専門官と連携し、事故の状況を踏まえ、住民等へ適時適切に情報提供を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書 (資料1-5-1)</p> <p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関して、町、羊蹄山ろく消防組合、道、倶知安警察署並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び原子力事業者が処理すべき事務又は業務の主なものは次のとおりである。</p>	<u>緊急事態区分</u>	<u>原災法等の用語</u>	<u>警戒事態</u>	<u>警戒事象</u>	<u>施設敷地緊急事態</u>	<u>特定事象(原災法第10条)</u>	<u>全面緊急事態</u>	<u>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言(原災法第15条)</u>	<p>表記の修正</p>
<u>緊急事態区分</u>	<u>原災法等の用語</u>									
<u>警戒事態</u>	<u>警戒事象</u>									
<u>施設敷地緊急事態</u>	<u>特定事象(原災法第10条)</u>									
<u>全面緊急事態</u>	<u>原子力緊急事態又は原子力緊急事態宣言(原災法第15条)</u>									

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>1 町</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 防災資機材の整備に関すること (6) 防災対策資料の整備に関すること (7) 事故状況や気象状況等の把握に関すること (8) 通報連絡に関すること (9) 原子力災害警戒本部の設置に関すること (10) 災害対策本部の設置に関すること (11) <u>緊急時環境放射線モニタリング</u>（以下「<u>緊急時モニタリング</u>」という。）に対する協力に関すること (12) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (13) 住民等の<u>屋内退避・コンクリート屋内退避又は避難</u>（以下「<u>避難等</u>」という。）及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること (14) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること (15) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (16) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること (17) 各種制限措置の解除に関すること (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (19) 業務継続計画の作成、運用に関すること</p> <p>2 ニセコ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 放射線等に係る児童生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること (2) 退避等に係る公立学校施設等の使用に関すること</p> <p>3 羊蹄山ろく消防組合</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 住民等に対する広報及び退避等に関すること (2) 傷病者の救急搬送に関すること (3) 消防職（団）員に対する原子力防災の教育訓練に関すること (4) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防災対策を講ずべき区域の消防対策に関すること</p>	<p>1 町</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 原子力防災業務に携わる者（以下「防災業務関係者」という。）に対する研修に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 防災資機材の整備に関すること (6) 防災対策資料の整備に関すること (7) 事故状況や気象状況等の把握に関すること (8) 通報連絡に関すること (9) 原子力災害警戒本部の設置に関すること (10) 災害対策本部の設置に関すること (11) 緊急時モニタリングに対する協力に関すること</p> <p>(12) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (13) 住民等の退避、<u>避難又は一時移転</u>（以下「<u>退避等</u>」という。）及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること (14) 緊急被ばく医療活動に対する協力に関すること (15) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (16) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に対する協力に関すること (17) 各種制限措置の解除に関すること (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (19) 業務継続計画の作成、運用に関すること</p> <p>2 ニセコ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 放射線等に係る児童生徒への知識の普及及び安全の確保に関すること (2) 退避等に係る公立学校施設等の使用に関すること</p> <p>3 羊蹄山ろく消防組合</p> <p>事務又は業務</p> <p>(1) 住民等に対する広報及び退避等に関すること (2) 傷病者の救急搬送に関すること (3) 消防職（団）員に対する原子力防災の教育訓練に関すること (4) 退避等の誘導に係る資料の整備に関すること (5) 防災対策を講ずべき区域の消防対策に関すること</p>	<p>第 5 節 2 で定義付けによる修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>4 北海道</p> <p style="text-align: center;">事務又は業務</p> <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること (8) 防災資機材の整備に関すること (9) 防災対策資料の整備に関すること (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること (11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること (12) 災害対策本部の設置に関すること (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること (15) 緊急時モニタリングに関すること (16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること (18) 緊急被ばく医療活動に関すること (19) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること (21) 各種制限措置の解除に関すること (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること</p> <p>5 北海道警察札幌方面倶知安警察署（以下「倶知安警察署」という。）</p> <p style="text-align: center;">事務又は業務</p> <p>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること (3) 関係町村内の防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</p>	<p>4 北海道</p> <p style="text-align: center;">事務又は業務</p> <p>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 防災業務関係者に対する研修に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること (6) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）の整備・維持に関すること (7) 緊急被ばく医療設備等の整備に関すること (8) 防災資機材の整備に関すること (9) 防災対策資料の整備に関すること (10) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること (11) 原子力災害警戒本部の設置に関すること (12) 災害対策本部の設置に関すること (13) 関係町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け総合調整を図ること (14) 自衛隊の災害派遣要請及び国の専門家等の派遣要請に関すること (15) 緊急時モニタリングに関すること (16) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (17) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物の摂取制限等に関すること (18) 緊急被ばく医療活動に関すること (19) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (20) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること (21) 各種制限措置の解除に関すること (22) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (23) 関係町村の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること</p> <p>5 北海道警察札幌方面倶知安警察署（以下「倶知安警察署」という。）</p> <p style="text-align: center;">事務又は業務</p> <p>(1) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること (2) 立入禁止等の制限措置及び解除に関すること (3) 関係町村内の防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること</p>	

修正前 (H25. 3. 28)		修正案		修正事由
6 指定地方行政機関				
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
小樽開発建設部倶知安開発事務所	(1) 国道の通行確保に関する事	小樽開発建設部倶知安開発事務所	(1) 国道の通行確保に関する事	
札幌管区气象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関する事 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事	札幌管区气象台	(1) 気象状況等の把握及び通報連絡に関する事 (2) 緊急時モニタリングに対する協力に関する事	
7 自衛隊				
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
陸上自衛隊北部方面隊 倶知安駐屯地	(1) 緊急時モニタリング支援に関する事 (2) 被害状況等の把握に関する事 (3) 避難の救助に関する事 (4) 行方不明者の捜索・救助に関する事 (5) 消防活動に関する事 (6) 救護に関する事 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関する事 (8) スクリーニング及び除染に関する事 (9) その他 (生活支援等)	陸上自衛隊北部方面隊 倶知安駐屯地	(1) 緊急時モニタリング支援に関する事 (2) 被害状況等の把握に関する事 (3) 避難の救助に関する事 (4) 行方不明者の捜索・救助に関する事 (5) 消防活動に関する事 (6) 救護に関する事 (7) 人員及び物資の緊急輸送に関する事 (8) スクリーニング及び除染に関する事 (9) その他 (生活支援等)	
8 指定公共機関				
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
日本郵便株式会社北海道支社倶知安郵便局	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 (2) 郵便物の非常取扱に関する事 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事	日本郵便株式会社北海道支社倶知安郵便局	(1) 郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事 (2) 郵便物の非常取扱に関する事 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事	
北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 原子力災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関する事 (2) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送に関する事	北海道旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 北海道支社	(1) 原子力災害時における鉄道及びバスの輸送の確保に関する事 (2) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送に関する事	
東日本電信電話株式会社北海道支店	(1) 原子力災害時における電気通信の確保に関する事	東日本電信電話株式会社北海道支店	(1) 原子力災害時における電気通信の確保に関する事	
日本通運株式会社札幌支店	(1) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事	日本通運株式会社札幌支店	(1) 原子力災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関する事	

修正前 (H25. 3. 28)		修正案		修正事由
9 指定地方公共機関		9 指定地方公共機関		
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
羊蹄医師会	(1) 緊急時における一般傷病者に対する医療活動に関すること	羊蹄医師会	(1) 緊急時における一般傷病者に対する医療活動に関すること	
社団法人北海道トラック協会 各地区トラック協会	(1) 原子力災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること	公益社団法人北海道トラック協会 各地区トラック協会	(1) 原子力災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送に関すること	
一般社団法人北海道警備業協会	(1) 原子力災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること	一般社団法人北海道警備業協会	(1) 原子力災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等に関すること	
10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者		
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
ようてい農業協同組合	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること (2) 災害情報の伝達に関すること	ようてい農業協同組合	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること (2) 災害情報の伝達に関すること	
ようてい森林組合	(1) 災害時における森林災害の予防、応急対策に関すること	ようてい森林組合	(1) 災害時における森林災害の予防、応急対策に関すること	
ニセコ町商工会	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること (2) 災害情報の伝達に関すること	ニセコ町商工会	(1) 関係町村及び道の要請等に基づく緊急対策に関すること (2) 災害情報の伝達に関すること	
社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること	社会福祉施設の管理者	(1) 避難訓練等、災害予防に関すること (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること	
11 原子力事業者		11 原子力事業者		
機関等の名称	事務又は業務	機関等の名称	事務又は業務	
北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること (2) 泊発電所の災害予防に関すること (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること (8) 防災資機材の整備に関すること (9) 防災対策資料の整備に関すること (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること (11) 関係町村、道及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること (12) 汚染の除去等に関すること (13) 災害復旧に関すること (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること	北海道電力株式会社	(1) 泊発電所の防災体制の整備に関すること (2) 泊発電所の災害予防に関すること (3) 災害状況等の把握及び情報の提供に関すること (4) 従業員等に対する防災に関する教育訓練に関すること (5) 泊発電所施設内の応急対策に関すること (6) 通信連絡設備及び体制の整備に関すること (7) 環境放射線モニタリング設備・機器等の整備に関すること (8) 防災資機材の整備に関すること (9) 防災対策資料の整備に関すること (10) 緊急時モニタリングの実施に関すること (11) 関係町村、道及び防災関係機関が実施する防災対策に対する協力に関すること (12) 汚染の除去等に関すること (13) 災害復旧に関すること (14) 泊発電所内に滞在する一般人の退避等に関すること	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p>1 泊発電所における安全確保 原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び安全確認協定を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p>2 泊発電所における防災体制の確立 原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、泊発電所原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど、原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p>第3節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 ニセコ町防災会議 町は、災対法第16条の規定により設置された「ニセコ町防災会議」の定めるところにより、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議 町は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災計画について、道から意見照会を受けた場合は、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から文書で回答するものとする。</p> <p>3 原子力防災要員等の届出の受理 町は、原子力事業者が道及び泊村に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、道から届出に係る書類の写しを受けるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。</p> <p>第2節 泊発電所における予防措置等の責務</p> <p>1 泊発電所における安全確保 原子力事業者は、泊発電所の運転に際しては、関係法令及び安全確認協定を遵守し、安全管理に最大限の努力を払い、放射性物質又は放射線の放出により住民等に影響がおよぶことのないよう安全確保を図るものとする。</p> <p>2 泊発電所における防災体制の確立 原子力事業者は、原災法等関係法令に基づき、万一の原子力災害に備え、泊発電所原子力事業者防災業務計画の策定をはじめ、防災要員の確保、放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備など必要な措置を充実強化するとともに、道、関係町村及び防災関係機関との有機的な連携体制の強化を図るなど、原子力防災体制の確立に万全を期すものとする。</p> <p>第3節 原子力防災体制等の整備</p> <p>1 ニセコ町防災会議 町は、災対法第16条の規定により設置された「ニセコ町防災会議」の定めるところにより、原子力防災対策の整備推進を図るものとする。</p> <p>2 泊発電所原子力事業者防災業務計画に関する協議 町は、原災法第7条の規定に基づき、原子力事業者が修正しようとする泊発電所原子力事業者防災計画について、道から意見照会を受けた場合は、自らの地域防災計画との整合性を保つ等の観点から文書で回答するものとする。</p> <p>3 原子力防災要員等の届出の受理 町は、原子力事業者が道及び泊村に届け出た、原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、道から届出に係る書類の写しを受けるものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>4 立入検査の実施等 道及び泊村は、原災法第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者からの報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施し、原子力事業者が行う原子力災害の予防の（再発防止を含む。）ための措置が適切に行われていることについて確認するものとしている。 町は、道から立入検査の実施の通知を受けたときは、町長の指名する職員の立入検査の同行について、道に希望することができる。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 町は、道が行っている平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を越える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合、又は安全確認協定第 10 条及び第 11 条に定める原子力事業者からの異常時における連絡や報告があった場合は、事故の状況を踏まえ、道や原子力防災専門官等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。なお、原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、道、羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 また、町及び防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対応できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の支給等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p style="text-align: right;">広域的な応援協力体制 (資料 2-2-2) 広域応援協定 (資料 2-2-3)</p> <p>(3) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 羊蹄山ろく消防組合は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	<p>4 立入検査の実施等 道及び泊村は、原災法第 31 条及び第 32 条の規定に基づき、必要な限度において、原子力事業者からの報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施し、原子力事業者が行う原子力災害の予防の（再発防止を含む。）ための措置が適切に行われていることについて確認するものとしている。 町は、道から立入検査の実施の通知を受けたときは、町長の指名する職員の立入検査の同行について、道に希望することができる。</p> <p>5 泊発電所に関する安全確保 町は、道が行っている平常時の環境放射線モニタリングにおいて、過去の最大値を越える値を検出し、それが泊発電所に起因すると認められる場合、又は安全確認協定第 10 条及び第 11 条に定める原子力事業者からの異常時における連絡や報告があった場合は、事故の状況を踏まえ、道や原子力防災専門官等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。なお、原子力事業者は、平常時から原子力施設における火災等に対処するため、自衛消防体制を整備するものとする。</p> <p>6 広域的な応援体制の整備 (1) 防災関係機関相互の連携 町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、道、羊蹄山ろく消防組合、倶知安警察署、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。 また、町及び防災関係機関は、原子力災害時において迅速かつ円滑に対応できるよう、この計画の習熟に努めるとともに、相互に連携し必要に応じ職員の非常参集や情報連絡体制等を定めたマニュアルの整備を図るものとする。</p> <p>(2) 広域的な活動協力体制 原子力防災対策の実施にあたっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の支給等全面的な応援協力を得るほか、道、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。</p> <p style="text-align: right;">広域的な応援協力体制 (資料 2-2-2) 広域応援協定 (資料 2-2-3)</p> <p>(3) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 羊蹄山ろく消防組合は、消防庁、道及び市町村と連携し、大規模災害時において、「北海道広域消防相互応援協定」に基づく他の消防機関の応援又は広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援を要請する場合に、消防機関相互の活動が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な情報交換や迅速な要請・受入体制の整備等に努めるものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p><u>(新規)</u></p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備 町は、国、道及び防災関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急時応急対策拠点施設の整備等 (1) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災拠点施設として、平常時から訓練や住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。 (2) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、平常時から協力して、それぞれの役割と責任に応じてオフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(3) 関係町村は、道、国及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転、立ち上げ体制を確保しておくものとする。</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、道、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第4節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 退避等措置計画等の作成</p>	<p><u>(4) 自衛隊の活動拠点</u> <u>自衛隊は、道及び各市町村と協力し、活動拠点（ヘリポート、港湾等含む。）をあらかじめ定めるなど、広域的な活動・支援体制の整備を図るものとする。</u></p> <p>7 長期化に備えた動員体制の整備 町は、国、道及び防災関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>8 緊急時応急対策拠点施設の整備等 (1) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、防災関係機関が一堂に会して情報の共有を図り、関係者が一体となった緊急事態応急対策を実施するための緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を地域における原子力防災拠点施設として、平常時から訓練や住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。 (2) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、平常時から協力して、それぞれの役割と責任に応じてオフサイトセンターにおける応急対策の実施に必要な設備、資機材、資料等について適切に整備、維持及び管理するものとする。 <u>北海道原子力環境センター概要 (資料 2-2-4)</u></p> <p>(3) 関係町村、道、国及び原子力事業者は、オフサイトセンターが使用不能の場合において、後志総合振興局を代替オフサイトセンターとして活用することとし、オフサイトセンターからの移転、立ち上げ体制を確保しておくものとする。</p> <p>9 人材及び防災資機材の確保等に係る連携 町は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、道、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。</p> <p>10 放射性物質による環境汚染への対処のための整備 <u>町は、国、道、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保など）を行うものとする。</u></p> <p>第4節 避難収容活動体制の整備</p> <p>1 退避等措置計画等の作成</p>	<p>防災関係機関からの意見による修正</p> <p>資料の表示を追加</p> <p>表記の修正</p> <p>マニュアルによる修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>(1) 町は、防護対策を実施するにあたっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、あらかじめ次の事項を考慮し、退避等措置計画編を作成しておくものとする。</p> <p>ア 退避等措置計画編の作成にあたっては、情報共有と住民参加を基本とし、地理や気象などの地域特性を考慮して作成するものとする。</p> <p>イ 原子力災害対策指針で定められたEAL (Emergency Action Level : 緊急事態区分及び緊急活動レベル。以下同じ。) 及びOIL (Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル。以下同じ。) による判断基準、考え方を踏まえ、国、道と連携して防護対策を実施することを基本とする。</p> <p>ウ UPZに含まれる本町は、PAZの住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、広域避難計画を作成するものとする。</p> <p>エ 避難先は原則UPZ外の地理的区分による災害の影響の少ない地域とし、市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定にあたっては、道が中心となって市町村間の調整を図るよう要請するものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。</p> <p>オ 計画の策定に際しては、特に幼児センター、学校、医療機関、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>カ 計画の策定に際しては、既存の放射線等拡散シミュレーション結果なども参考として活用するものとする。</p> <p>(2) 防災対策区画内の地区 (集落) ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <p>ア 人口</p> <p>イ 地区の連絡責任者</p> <p>ウ 集合場所 (所在地)</p> <p>エ 避難場所 (所在地)</p> <p>オ 避難方法及び避難経路</p> <p>カ コンクリート屋内退避施設 (名称、所在地、収容可能人員数)</p> <p>キ 自家用自動車数</p> <p>ク 移送を要する推定人員</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 町は、退避等措置計画による避難等を実効性のあるものとするため、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導等を定めた避難マニュアルやしおりなどの作成に努めるものとする。</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所の整備</p> <p>町は、地域防災計画で定める避難場所を利用するほか、避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好であることが望ましいことから、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、</p>	<p>(1) 町は、防護対策を実施するにあたっては、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るため、あらかじめ次の事項を考慮し、退避等措置計画編を作成しておくものとする。</p> <p>ア 退避等措置計画編の作成にあたっては、情報共有と住民参加を基本とし、地理や気象などの地域特性を考慮して作成するものとする。</p> <p>イ 原子力災害対策指針で定めるEAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル。以下同じ。) 及びOILによる判断基準、考え方を踏まえ、国、道と連携して防護対策を実施することを基本とする。</p> <p>ウ UPZに含まれる本町は、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を作成するものとする。</p> <p>エ 避難先は原則UPZ外の地理的区分による災害の影響の少ない地域とし、市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定にあたっては、道が中心となって市町村間の調整を図るよう要請するものとする。なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。</p> <p>オ 計画の策定に際しては、特に幼児センター、学校、医療機関、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設の避難対策が迅速かつ円滑に実施できるよう体制の充実を図るものとする。</p> <p>カ 計画の策定に際しては、既存の放射線等拡散シミュレーション結果なども参考として活用するものとする。</p> <p>(2) 防災対策区域内の地区 (集落) ごとに把握し、又は定めておく事項</p> <p>ア 人口</p> <p>イ 地区の連絡責任者</p> <p>ウ 集合場所 (所在地)</p> <p>エ 避難場所 (所在地)</p> <p>オ 避難方法及び避難経路</p> <p>カ コンクリート屋内退避施設 (名称、所在地、収容可能人員数)</p> <p>キ 自家用自動車数</p> <p>ク 移送を要する推定人員</p> <p>ケ その他必要な事項</p> <p>(3) 町は、退避等措置計画による避難等を実効性のあるものとするため、災害発生から避難までの手順、避難指示の伝達、避難誘導等を定めた避難マニュアルやしおりなどの作成に努めるものとする。</p> <p>2 避難場所等の整備</p> <p>(1) 避難場所の整備</p> <p>町は、地域防災計画で定める避難場所を利用するほか、避難の長期化を想定し、避難場所における生活環境が良好であることが望ましいことから、特にプライバシーの確保、女性や高齢者、</p>	<p>表記の修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に配慮し、旅館又はホテル等を避難場所とする。町は、広域避難の実施に対応するため、道の協力のもと、避難場所となる旅館又はホテル等との受入に係る協定等を締結するなど、体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備</p> <p>町は、道と連携し、住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所としての避難場所が必要とされる場合に備え、他の市町村へ避難場所の設置や避難者の受入れができるよう、他の市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備</p> <p>町は、国及び道の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>町は、国及び道と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど、避難誘導用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮</p> <p>(1) 町は、道の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者、児童生徒への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、道と連携し、情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 道と連携し、避難誘導や搬送、福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療機関の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設の管理者は、道及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p>	<p>乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等に配慮し、旅館又はホテル等を避難場所とする。町は、広域避難の実施に対応するため、道の協力のもと、避難場所となる旅館又はホテル等との受入に係る協定等を締結するなど、体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 一時滞在場所の整備</p> <p>町は、道と連携し、住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所としての避難場所が必要とされる場合に備え、他の市町村へ避難場所の設置や避難者の受入れができるよう、他の市町村と連携を図ることとし、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(3) 仮設住宅の建設に向けた整備</p> <p>町は、国及び道の協力のもと、仮設住宅の建設に関し、建設可能な用地や建設に要する資機材の供給可能量を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(4) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備</p> <p>町は、国及び道と連携し、広域避難を想定した住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保を図るなど、避難誘導用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>3 災害時要援護者等に対する配慮</p> <p>(1) 町は、道の協力のもと、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害時要援護者等及び一時滞在者、児童生徒への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。</p> <p>ア 災害時要援護者等及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者等に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。</p> <p>イ 災害時要援護者等及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、道と連携し、情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 道と連携し、避難誘導や搬送、福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 医療機関の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設の管理者は、道及び町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 駅、道の駅、スキー場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、道、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備 町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行ったときは、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなど、あらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>7 避難場所・避難方法等の周知 町は、避難場所や避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 町、道等の通信連絡体制の整備 町、道及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時から情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害への対応も踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料 2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 町及び道は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車等の広報設備及び機器等を整備するものとする。また、ソーシャルメディアを含むインターネット、携帯電話の緊急速報メール機能、ワンセグ放送などの多様なメディアの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問合せに対応す</p>	<p>4 学校等施設における避難計画の整備 学校等施設の管理者は、道、町と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。</p> <p>5 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成 駅、道の駅、スキー場、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、道、所在市町村及び関係周辺市町村と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>6 住民等の避難状況の確認体制の整備 町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行ったときは、住民等の避難状況を的確に確認するため、避難先の市町村や防災関係機関と密接な連携を図るなど、あらかじめ必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>7 避難場所・避難方法等の周知 町は、避難場所や避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）及び屋内退避の方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>第5節 通信連絡体制の整備</p> <p>1 町、道等の通信連絡体制の整備 町、道及び原子力事業者は、国及び防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、平常時から情報の収集・連絡体制の整備・充実に努めるとともに、専用回線ファクシミリ、専用回線電話、防災行政無線等の通信連絡設備の整備・維持及びその操作・運用方法の習熟に努め、また、複合災害への対応も踏まえ、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するなど通信連絡体制の充実強化を図るものとする。 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況 (資料 2-4-1)</p> <p>2 住民等に対する情報伝達体制の整備 町及び道は、国、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、緊急時において、被災者の危険回避のための情報を含め、住民等に対して正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車等の広報設備及び機器等を整備するものとする。また、ソーシャルメディアを含むインターネット、携帯電話の緊急速報メール機能、ワンセグ放送などの多様なメディアの活用を図るとともに、情報伝達に関する責任者及び実施者、住民等からの問合せに対応す</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>る住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>町は、道の実施する緊急時モニタリング活動に協力するため、あらかじめ道に対しモニタリング要員登録を行うなど、モニタリング要員の派遣等の体制を整備するものとする。また、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど、緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</p> <p>町は、原子力災害時に連携体制がとれるよう、平時から、道が行う医療関係者等の参加・連携による体制の構築に協力するよう努める。</p> <p>2 医療資機材、体制の整備</p> <p>道は、「緊急被ばく医療活動実施要領」を策定し、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化を図るものとしている。</p> <p>町は、原子力災害対策指針の考え方を踏まえ、道から寄託された安定ヨウ素剤の保管・管理への協力のほか、道と連携し、被ばく医療に対する協力、安定ヨウ素剤の予防服用、スクリーニング等を円滑に実施するための体制整備に協力するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第8節 防災資機材の整備</p> <p>町、道及び防災関係機関は、原子力災害時における退避等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">防災資機材の整備状況 (資料 2-7-1)</p> <p>第9節 防災対策資料の整備</p>	<p>る住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定めるなど、必要な体制を整備するものとする。</p> <p>第6節 緊急時モニタリング体制の整備</p> <p>町は、道の実施する緊急時モニタリング活動に協力するため、あらかじめ道に対しモニタリング要員登録を行うなど、モニタリング要員の派遣等の体制を整備するものとする。また、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等に出席させるなど、緊急時モニタリング実施に必要な知識の習得等に努めるものとする。</p> <p>第7節 緊急被ばく医療活動体制等の整備</p> <p>1 医療関係者等の参加・連携による体制の構築</p> <p>町は、原子力災害時に連携体制がとれるよう、平時から、道が行う医療関係者等の参加・連携による体制の構築に協力するよう努める。</p> <p>2 医療活動用資機材、体制の整備</p> <p>道は、「緊急被ばく医療活動実施要領」を策定し、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、原子力災害時における放射性物質による人体の汚染状況を測定するための放射線測定資機材及び除染用資機材並びに安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるとともに、一般傷病者に対する救急医療に即応するための医療体制の充実強化を図るものとしている。</p> <p>町は、原子力災害対策指針の考え方を踏まえ、道から寄託された安定ヨウ素剤の保管・管理への協力のほか、道と連携し、被ばく医療に対する協力、安定ヨウ素剤の予防服用、スクリーニング等を円滑に実施するための体制整備に協力するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>緊急被ばく医療活動用資機材等の整備状況 (資料 2-6-1)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>安定ヨウ素剤の配備状況 (資料 2-6-2)</u></p> <p>第8節 防災資機材の整備</p> <p>町、道及び防災関係機関は、原子力災害時における退避等の誘導及び立入制限等の応急対策活動に従事する職員等の安全を確保するため、防災資機材の整備を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">防災資機材の整備状況 (資料 2-7-1)</p> <p>第9節 防災対策資料の整備</p>	<p>表記の修正</p> <p>資料の表示を追加</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>町は、国、道及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に役立てるため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料など、周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターへ適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料 施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真 (資料 1-4-1)</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料 2-8-2～資料 2-8-4)</p> <p>(2) 観光客及び宿泊施設に関する資料 (資料 2-8-5～資料 2-8-6)</p> <p>(3) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料 2-8-7～資料 2-8-11)</p> <p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料 2-8-16～資料 2-8-18)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料 2-8-19～資料 2-8-20)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料 2-8-21～資料 2-8-22)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料 2-8-23～資料 2-8-25)</p> <p>(8) 保育所、幼稚園、学校、老人福祉施設等に関する資料 (資料 2-8-26)</p> <p>(9) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料 2-8-27～資料 2-8-33)</p> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書)</p> <p>(2) 気象、海象に関する資料 (資料 2-8-37～資料 2-8-39)</p> <p>(3) 泊発電所事故時想定放射線等拡散シミュレーションに関する資料 (資料 2-9-1)</p> <p>第 10 節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確な投入をするための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	<p>町は、国、道及び原子力事業者と連携し、原子力災害時において、放射性物質による汚染の影響範囲を迅速に予測し、的確な応急対策の確立に役立てるため、この節以外に掲げる資料のほか、泊発電所や社会的・自然的環境に関する資料及び放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料など、周辺地域の防災対策上必要とされる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターへ適切に備え付けるものとする。</p> <p>1 泊発電所に関する資料 施設配置図、プラント系統図、発電所周辺地図、発電所周辺航空写真 (資料 1-4-1)</p> <p>2 社会的環境に関する資料</p> <p>(1) 人口に関する資料 (資料 2-8-2～資料 2-8-4)</p> <p>(2) 観光客及び宿泊施設に関する資料 (資料 2-8-5～資料 2-8-6)</p> <p>(3) 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料 2-8-7～資料 2-8-11)</p> <p>(4) ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料 2-8-16～資料 2-8-18)</p> <p>(5) 報道機関及び広報施設等に関する資料 (資料 2-8-19～資料 2-8-20)</p> <p>(6) 避難者収容施設に関する資料 (資料 2-8-21～資料 2-8-22)</p> <p>(7) 医療施設等に関する資料 (資料 2-8-23～資料 2-8-25)</p> <p>(8) 保育所、幼稚園、学校、老人福祉施設等に関する資料 (資料 2-8-26)</p> <p>(9) 飲料水及び農林水産物に関する資料 (資料 2-8-27～資料 2-8-33)</p> <p>3 自然的環境に関する資料</p> <p>(1) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画資料集、泊発電所周辺環境放射線監視結果報告書)</p> <p>(2) 気象、海象に関する資料 (資料 2-8-37～資料 2-8-39)</p> <p>(3) 泊発電所事故時想定放射線等拡散シミュレーションに関する資料 (資料 2-9-1)</p> <p>第 10 節 行政機関の業務継続計画の策定</p> <p>町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確な投入をするための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第 11 節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発</p> <p>1 普及啓発活動</p> <p>町は、国、道及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレット等の配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むものとする。</p> <p>また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携を図りながら防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること ⑤ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること ⑥ 緊急時の屋内退避、避難に関すること ⑦ 災害時要援護者への支援に関すること ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難場所での行動等に関すること ⑨ その他必要と認める事項 <p>2 避難先連絡の周知</p> <p>町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>第 12 節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>町は、国及び道と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。また、国、道及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力発電所等の概要に関すること 	<p>第 11 節 原子力防災等に関する住民等への知識の普及と啓発</p> <p>1 普及啓発活動</p> <p>町は、国、道及び防災関係機関と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、講習会等の実施、パンフレット等の配布、ホームページの充実など様々な手段を活用して、次に掲げる事項について継続的に広報活動に取り組むものとする。</p> <p>また、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携を図りながら防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、町が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等へ十分に配慮することにより、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること ② 原子力施設の概要に関すること ③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線による健康への影響、<u>モニタリング結果の解釈の仕方</u>及び放射線防護に関すること ⑤ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること ⑥ 緊急時の屋内退避、避難に関すること ⑦ 災害時要援護者等への支援に関すること ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び避難場所での行動等に関すること ⑨ その他必要と認める事項 <p>2 避難先連絡の周知</p> <p>町は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>第 12 節 防災業務関係者の人材育成</p> <p>町は、国及び道と連携し、応急対策全般への対応力を高め、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努めるものとする。また、国、道及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を実施するものとする。</p> <p>なお、研修成果を訓練等において確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原子力防災体制及び組織に関すること ② 原子力発電所等の概要に関すること 	<p>マニュアルによる修正</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線防護に関すること ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨ 緊急被ばく医療活動に関すること ⑩ その他緊急時対応に関すること</p> <p>第13節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 原子力防災訓練の実施</p> <p>町は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施にあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定し、即時避難や広域の避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など、現場における判断力の向上に役立つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練を実施した後、訓練のチェック項目等により事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法の改善等に活用するものとする。</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 ⑥ 緊急被ばく医療活動訓練 ⑦ 周辺住民等に対する情報伝達訓練 ⑧ 周辺住民避難訓練</p> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画</p> <p>関係町村、道、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p>	<p>③ 原子力災害とその特性に関すること ④ 放射線防護に関すること ⑤ <u>モニタリングと予測の役割分担</u>、モニタリング実施方法及び機器に関すること ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること ⑦ 緊急時に関係町村、国、道等が実施する対策の内容に関すること ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること ⑨ 緊急被ばく医療活動に関すること ⑩ その他緊急時対応に関すること</p> <p>第13節 原子力防災訓練の実施</p> <p>1 原子力防災訓練の実施</p> <p>町は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携して、原子力防災に関する防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、あわせて防災意識の高揚を図るため、次に掲げる訓練を各要素又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定し、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、訓練の実施にあたっては、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定し、即時避難や広域の避難を伴う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練（図上演習等）など、現場における判断力の向上に役立つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、訓練を実施した後、訓練のチェック項目等により事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練方法の改善等に活用するものとする。</p> <p>① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 気象予測及び大気中拡散予測の活用訓練 ⑥ 緊急被ばく医療活動訓練 ⑦ 周辺住民等に対する情報伝達訓練 ⑧ 周辺住民避難訓練</p> <p>2 国の総合的な原子力防災訓練への参画</p> <p>関係町村、道、原子力事業者及び防災関係機関は、泊発電所が原災法第13条に基づく国の総合的な防災訓練の対象となった場合には、防災訓練の実施計画の策定及び訓練の実施に共同して参画するものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第 14 節 泊発電所上空の飛行規制</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置</p> <p>泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯 43° 02′ 17″ 東経 140° 30′ 47″ の地点を中心とする半径 2 ノーチカル・マイル（約 3.6 km）で囲まれている区域の直上空域であって高度 2,000 フィート（約 600m）未満の空域を除くとされている。</p> <p>泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置</p> <p>原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	<p>第 14 節 泊発電所上空の飛行規制</p> <p>1 国（国土交通省）の規制措置</p> <p>泊発電所の上空における訓練及び試験飛行については、北緯 43° 02′ 17″ 東経 140° 30′ 47″ の地点を中心とする半径 2 ノーチカル・マイル（約 3.6 km）で囲まれている区域の直上空域であって高度 2,000 フィート（約 600m）未満の空域を除くとされている。</p> <p>泊発電所において緊急事態が発生した場合、周辺を飛行する航空機の安全を確保するため、災害の状況に応じて当該空域の飛行制限等を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練及び試験飛行空域内であっても、水平飛行等の通常の飛行以外の飛行は行わないよう指導がなされている。</p> <p>2 原子力事業者の措置</p> <p>原子力事業者は、航空機の操縦士が施設上空の飛行を回避できるよう泊発電所構内に原子力施設用灯火を整備し、維持管理に努めるものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、道から、原子力規制委員会による警戒事象（<u>原災法第10条の可能性のある事故・故障若しくはこれに準ずる事故・故障であって、原子力規制庁が警戒事象と判断する事象又は自然災害（後志管内で震度6弱以上の地震、立地村で震度5弱以上の地震、大津波警報（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）等）の発生時）の通報があった場合の対応、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。</u></p> <p>第2節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>泊発電所において、警戒事象が発生した場合は、関係町村、国、道及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本として、それぞれ次のとおり通報連絡を行うものとする。</p> <p>1 警戒事象発生情報の連絡</p> <p>町は、<u>道から、原子力規制委員会による警戒事象の通報があった場合</u>、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。</p> <p>また、道から応急対策の実施に備えた準備を開始する旨の連絡を受けたときも、職員を動員、配備し必要な準備を開始するものとする。</p> <p>2 特定事象発生情報の連絡</p> <p>(1) 原子力防災管理者の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けたときは、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により関係町村、国、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署長及び小樽海上保安本部に対し通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し、又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (資料3-1-2)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しなど事故情報等について道、<u>P A Z内</u>の町村及び北海道警察本部に連絡するものとしている。また、<u>P A Z内</u>の町村に対し、住民の避</p>	<p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>本章は、道から、原子力規制委員会による警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応及び<u>原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策</u>を中心に示したものである。</p> <p>第2節 事故状況等の把握及び通報連絡</p> <p>泊発電所において、警戒事象が発生した場合は、関係町村、国、道及び防災関係機関相互において、図3-1-1で示す通報連絡系統図を基本として、それぞれ次のとおり通報連絡を行うものとする。</p> <p>1 警戒事象発生情報の連絡</p> <p>町は、<u>原子力規制委員会から警戒事象の通報があった場合</u>、職員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。</p> <p>また、道から応急対策の実施に備えた準備を開始する旨の連絡を受けたときも、職員を動員、配備し必要な準備を開始するものとする。</p> <p>2 特定事象発生情報の連絡</p> <p>(1) 原子力防災管理者の通報連絡</p> <p>原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けたときは、直ちに、所定の様式（原災法施行規則に定める「第10条通報」様式）により関係町村、国、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署長及び小樽海上保安本部に対し通報するものとする。また、第2報以降においては、原則として異常事態連絡様式により、定時に通報し、又は事故の推移によっては、随時迅速に通報するものとする。</p> <p style="text-align: center;">泊発電所異常事態通報様式 (資料3-1-1) 原災法第10条第1項に基づく通報基準 (資料3-1-2)</p> <p>(2) 国の通報連絡</p> <p>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、<u>発生の確認と原子力緊急事態宣言</u>を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しなど事故情報等について道、<u>関係町村</u>及び北海道警察本部及び<u>公衆</u>に連絡するものとしている。また、<u>関係町村</u>に対し</p>	<p>第1章第5節に移動したため、簡略化</p> <p>マニュアルによる修正</p> <p>マニュアルによる修正 連絡体制の修正</p>

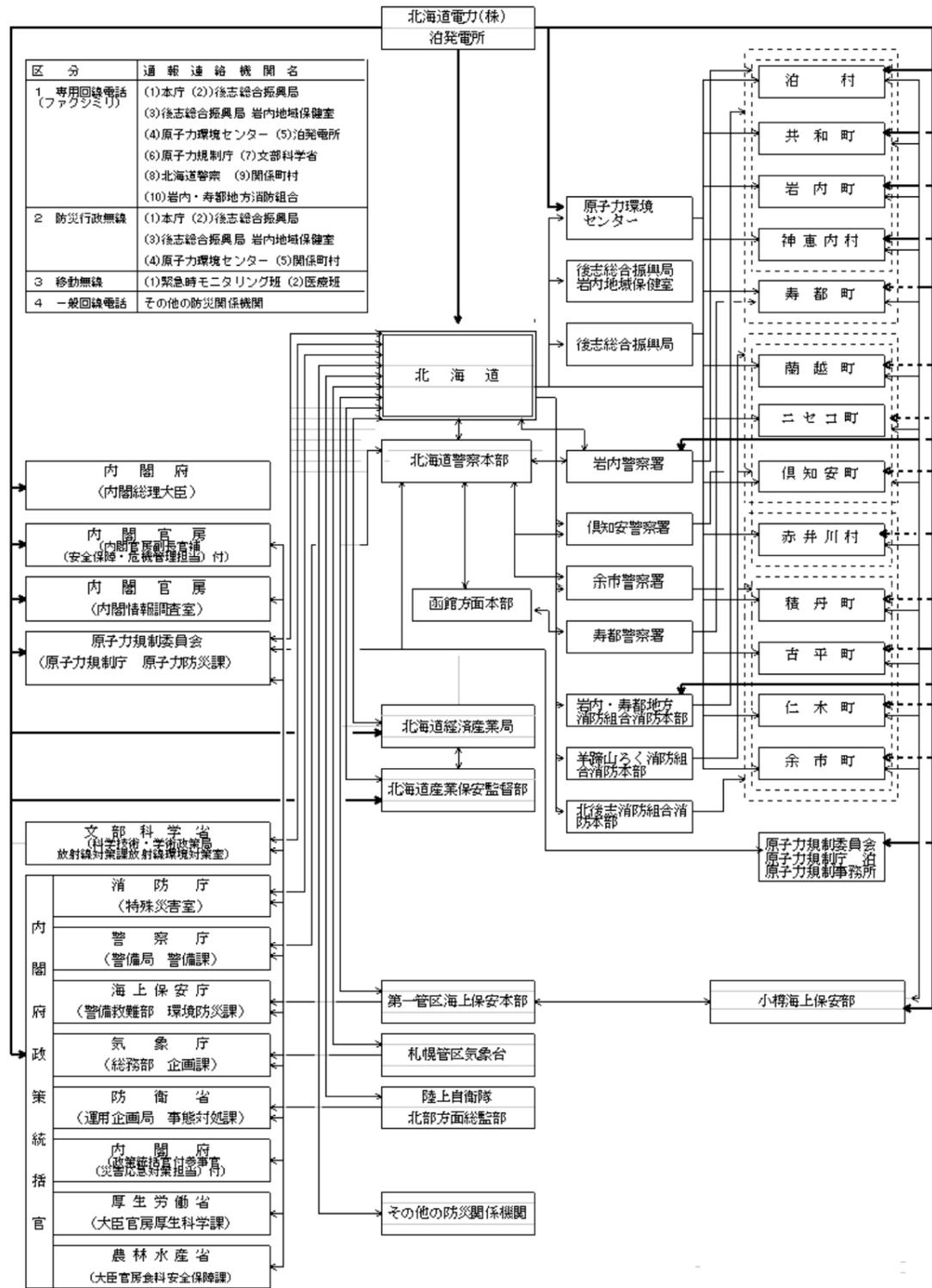
修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>難準備を行うよう連絡するものとしている。</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び<u>P A Z内の</u>町村に連絡するものとしている。また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けたときは、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び<u>P A Z内の</u>町村に連絡するものとしている。</p> <p style="text-align: center;">原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料 3-1-3)</p> <p>(3) 道の通報連絡</p> <p>ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、<u>特定事象発生</u>の通報を行うべき<u>数値</u>を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとしている。</p> <p>イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとしている。</p> <p>① P A Z内の町村と同様の情報をUPZ内の町村に連絡すること</p> <p>② UPZ内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 町の通報連絡</p> <p>町長は、原子力防災管理者から通報を受けたときは、その通報連絡事項について、直ちに、羊蹄山ろく消防組合消防長(ニセコ支署長経由)、倶知安警察署長等防災関係機関の長に対して連絡するものとする。また、当面とるべき措置や自ら行う応急対策活動状況等を知事に随時連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡</p> <p>羊蹄山ろく消防組合消防長は、道から通報を受けた時は、直ちに所属消防署(支署)長に通報し必要な指示を行うとともに、蘭越町、ニセコ町、倶知安町へ通報連絡するものとする。</p> <p>(6) 警察署の通報連絡</p> <p>倶知安警察署長は、北海道警察本部から通報を受けたときは、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村へ通報連絡するものとしている。</p> <p>3 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、関係町村をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ 町長は、道及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受</p>	<p>住民の避難準備、又は、<u>屋内退避準備</u>を行うよう連絡するものとしている。</p> <p>原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果を国、道及び<u>関係</u>町村に連絡するものとしている。また、原子力防災専門官は、(3)のアの連絡を受けたときは、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し、その結果を国、道及び<u>関係</u>町村に連絡するものとしている。</p> <p style="text-align: center;">原災法第 15 条第 1 項に基づく原子力緊急事態の判断基準 (資料 3-1-3)</p> <p>(3) 道の通報連絡</p> <p>ア 知事は、泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、<u>敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/時</u>を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するものとしている。</p> <p>イ 知事は、原子力防災管理者及び国から通報連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係町村及び防災関係機関に対して連絡するものとしている。</p> <p>① P A Z内の町村と同様の情報をUPZ内の町村に連絡すること</p> <p>② UPZ内の町村に連絡する際には、P A Z内の住民避難が円滑に進むよう配慮願う旨を連絡すること</p> <p>(4) 町の通報連絡</p> <p>町長は、原子力防災管理者から通報を受けたときは、その通報連絡事項について、直ちに、羊蹄山ろく消防組合消防長(ニセコ支署長経由)、倶知安警察署長等防災関係機関の長に対して連絡するものとする。また、当面とるべき措置や自ら行う応急対策活動状況等を知事に随時連絡するものとする。</p> <p>(5) 消防本部の通報連絡</p> <p>羊蹄山ろく消防組合消防長は、道から通報を受けた時は、直ちに所属消防署(支署)長に通報し必要な指示を行うとともに、蘭越町、ニセコ町、倶知安町へ通報連絡するものとする。</p> <p>(6) 警察署の通報連絡</p> <p>倶知安警察署長は、北海道警察本部から通報を受けたときは、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、赤井川村へ通報連絡するものとしている。</p> <p>3 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力防災管理者は、関係町村をはじめ官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、道、岩内・寿都地方消防組合消防本部、岩内警察署、小樽海上保安部、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。</p> <p>イ 町長は、道及び防災関係機関との間において、国及び原子力防災管理者から通報・連絡を受</p>	<p>連絡体制の修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 町長は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>ア 町長は、国の原子力災害現地対策本部や道の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況、モニタリング関係情報、医療関係情報や住民避難・屋内退避状況等必要な情報を常時継続的に共有するとともに、自ら行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 町長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>4 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p>町長は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">緊急時通報連絡系統図 (図 3-1-1)</p> <p>5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>町長は、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な緊急時モニタリング情報、モニタリングポスト情報及び気象情報の迅速な把握に努めるほか、既存の放射線等拡散シミュレーションを活用しながら、総合的に防護対策の検討の参考とする。</p>	<p>けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。</p> <p>ウ 町長は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。</p> <p>(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡</p> <p>ア 町長は、国の原子力災害現地対策本部や道の災害対策本部及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況、モニタリング関係情報、医療関係情報や住民避難・屋内退避状況等必要な情報を常時継続的に共有するとともに、自ら行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>イ 町長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。</p> <p>4 一般通信回線が使用できない場合の対処</p> <p>町長は、地震や津波等の影響に伴い、一般通信回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">緊急時通報連絡系統図 (図 3-1-1)</p> <p>5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>町長は、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な緊急時モニタリング情報、モニタリングポスト情報及び気象情報の迅速な把握に努めるほか、既存の放射線等拡散シミュレーションを活用しながら、総合的に防護対策の検討の参考とする。</p>	

修正前 (H25.3.28)

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図

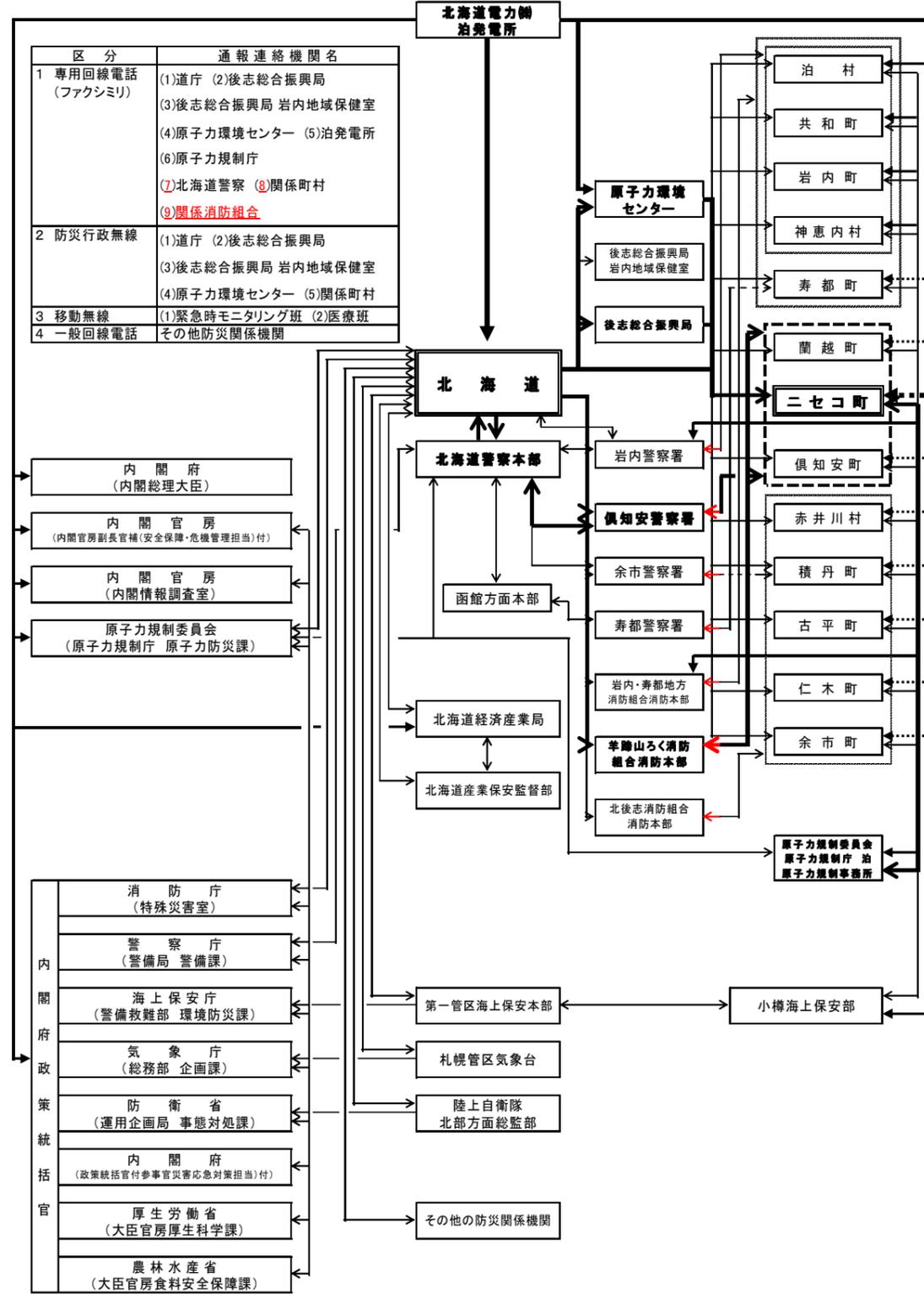
※国の通称機関・組織について検討・協議中



* 原子力災害合同協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

修正案

図3-1-1 緊急時通報連絡系統図



* 原子力災害合同協議会設置後は、オフサイトセンターに参集した要員が各機関組織本部等との情報伝達を行う。

修正事由

専用回線電話設置機関
拡大に伴う修正

組織改正

修正前 (H25. 3. 28)					修正案					修正事由
第3節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 町長は、原子力規制委員会による警戒事象並びに原災法第10条及び第15条に基づく通報があったとき、又は不測の事態にも的確に対応するため特に必要と認めるときは、次の活動体制をとり、国及び道の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。					第3節 応急活動体制 1 配備体制及び災害対策本部等の設置 町長は、原子力規制委員会による警戒事象又は特定事象発生 の通報を受けた場合 、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を 発出した場合 、又は不測の事態にも的確に対応するため特に必要と認めるときは、次の活動体制をとり、国及び道の指示等に基づき迅速な対応を図るものとする。 また、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置は、次のとおりとする。					マニュアルによる修正
区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	体制区分	本部設置	配備体制	区分	配備体制の基準及び災害対策本部等の設置	体制区分	本部設置	配備体制	
初期レベル	1 道から原子力規制委員会による警戒事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第1非常配備		関係する部署の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	初期レベル	1 道から原子力規制委員会による警戒事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第1非常配備		関係する部署の所要人員で情報収集、通報連絡を行い、状況により、警戒本部の設置に移行できる体制とする。	
警戒レベル	1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報（敷地境界付近等で5マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-2）を受けたとき 2 泊発電所周辺の環境放射線モニタリングによって特定事象発生 の通報を行うべき数値を検出したとき 3 その他特に町長が必要と認めるとき	第2非常配備	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	警戒レベル	1 原子力防災管理者から特定事象の発生通報を受けたとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第2非常配備	警戒本部の設置	災害応急対策に関係のある部署の所要人員で情報収集、通報連絡及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	指針を踏まえた修正
緊急事態レベル	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（敷地境界付近等で500マイクロシーベルト/hを検出したとき又は施設の異常事象等：資料3-1-3）を 発出したとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第3非常配備	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	緊急事態レベル	1 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を 発出したとき 2 その他特に町長が必要と認めるとき	第3非常配備	災害対策本部の設置	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する体制とする。	指針を踏まえた修正

修 正 前 (H25. 3. 28)	修 正 案	修正事由																								
<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとるものとする。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう、連絡体制を整備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第1非常配備体制 (図3-2-1)</p> <p style="text-align: center;">図3-2-1 第1非常配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">班名・班長</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 70%;">災害業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (総務課参事)</td> <td>総務課</td> <td>1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制</td> </tr> <tr> <td>情報・広報班 (企画環境課長)</td> <td>企画環境課 町民生活課 商工観光課</td> <td>1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>モニタリング班 (商工観光課長)</td> <td>商工観光課 企画環境課 農政課</td> <td>1. 緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 町長は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1配非常配備体制を解除する。</p> <p>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等</p> <p>町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める警戒レベルに該当する場合は、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2非常配備体制（警戒本部の組織） (図3-2-2)</p>	班名・班長	担当課	災害業務	総務班 (総務課参事)	総務課	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制	情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応	モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 緊急時モニタリングに対する協力	<p>2 第1非常配備（初期活動体制）</p> <p>(1) 町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める初期レベルに該当する場合は、直ちに第1非常配備体制をとるものとする。</p> <p>なお、休日、夜間においても迅速に初期対応がとれるよう、連絡体制を整備するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第1非常配備体制 (図3-2-1)</p> <p style="text-align: center;">図3-2-1 第1非常配備体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">班名・班長</th> <th style="width: 15%;">担当課</th> <th style="width: 70%;">災害業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班 (総務課参事)</td> <td>総務課</td> <td>1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制</td> </tr> <tr> <td>情報・広報班 (企画環境課長)</td> <td>企画環境課 町民生活課 商工観光課</td> <td>1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応</td> </tr> <tr> <td>モニタリング班 (商工観光課長)</td> <td>商工観光課 企画環境課 農政課</td> <td>1. 緊急時モニタリングに対する協力</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 町長は、特定事象に至る可能性がないと認めた場合、又は原子力災害警戒本部を設置した場合は、第1配非常配備体制を解除する。</p> <p>3 第2非常配備（原子力災害警戒本部の設置）</p> <p>(1) 原子力災害警戒本部の設置及び組織等</p> <p>町長は、配備体制の基準及び災害対策本部等の設置に定める警戒レベルに該当する場合は、直ちに第2非常配備体制をとると同時に、原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2非常配備体制（警戒本部の組織） (図3-2-2)</p>	班名・班長	担当課	災害業務	総務班 (総務課参事)	総務課	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制	情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応	モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 緊急時モニタリングに対する協力	
班名・班長	担当課	災害業務																								
総務班 (総務課参事)	総務課	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制																								
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応																								
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 緊急時モニタリングに対する協力																								
班名・班長	担当課	災害業務																								
総務班 (総務課参事)	総務課	1. 各班の指揮・統括 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、管理 6. 庁内各課・各班等との連絡調整 7. 通信連絡設備の管理統制																								
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故等情報の広報 2. 住民等からの問い合わせ対応																								
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 緊急時モニタリングに対する協力																								

修正前 (H25. 3. 28)			修正案			修正事由
図3-2-2 第2非常配備体制			図3-2-2 第2非常配備体制			
班名・班長	担当課	災害業務	班名・班長	担当課	災害業務	
警戒本部 (町長)	特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定	警戒本部 (町長)	特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定	
総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. 災害対策本部の運営 8. 庁内各課等との連絡調整 9. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 10. 防災関係機関への連絡及び協力要請 11. 通信連絡設備の管理統制 12. 災害対策に必要な経費の予算経理 13. 災害対策用物品の出納	総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. 災害対策本部の運営 8. 庁内各課等との連絡調整 9. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 10. 防災関係機関への連絡及び協力要請 11. 通信連絡設備の管理統制 12. 災害対策に必要な経費の予算経理 13. 災害対策用物品の出納	
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の作成	情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の作成	
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査	モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査	
民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援 4. 被ばく医療・救護事業の体制準備 5. 安定ヨウ素剤の配付準備	民生班 (1班：保健福祉課長) (2班：町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援 4. 被ばく医療・救護事業の体制準備 5. 安定ヨウ素剤の配付準備	
建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持(除雪体制) 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 給水対策の準備	建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持(除雪体制) 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 給水対策の準備	
物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備	物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備	
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業委員会事務局	1. 農林畜産事業者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討	農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業委員会事務局	1. 農林畜産事業者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討	
教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容	教育班 (1班：学校教育課長) (2班：町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容	
(2) 町及び防災関係機関の活動体制 町長は、特定事象発生等の通報を受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。			(2) 町及び防災関係機関の活動体制 町長は、特定事象発生等の通報を受けた場合は、災害応急対策に対応するコンクリート屋内退避所の確認、開設準備等必要な活動体制を整えるものとする。			

修正前 (H25.3.28)			修正案			修正事由
図3-2-3 第3非常配備体制			図3-2-3 第3非常配備体制			誤記の修正
班名・班長 警戒本部 (町長)	担当課 特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	災害業務 1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定	班名・班長 災害対策本部 (町長)	担当課 特別職 総務課長 各管理職 羊蹄山ろく消防組合ニセコ支署長	災害業務 1. 各班の指揮・統括 2. 原子力災害対策の方針決定	
総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. テレビ電話会議システムの運用 8. 災害対策本部の運営 9. 庁内各課等との連絡調整 10. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 11. 防災関係機関への連絡及び協力要請 12. 通信連絡設備の管理統制 13. 災害対策に必要な経費の予算経理 14. 災害対策用物品の出納 15. 義援金の受入	総務班 (総務課参事)	総務課 議会事務局 出納室	1. 本部長・副本部長の補佐 2. 国、道及び泊発電所等との連絡調整 3. 緊急時モニタリング情報の収集 4. 気象情報の収集 5. 事故情報の収集、分析、管理 6. オフサイトセンターへの職員派遣 7. テレビ電話会議システムの運用 8. 災害対策本部の運営 9. 庁内各課等との連絡調整 10. 関係町村及び周辺市町村との連絡調整 11. 防災関係機関への連絡及び協力要請 12. 通信連絡設備の管理統制 13. 災害対策に必要な経費の予算経理 14. 災害対策用物品の出納 15. 義援金の受入	
情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の整備 5. 物価の監視 6. 被災地住民の登録	情報・広報班 (企画環境課長)	企画環境課 町民生活課 商工観光課	1. 事故時情報の広報 2. 住民等相談窓口の設置と運営 3. 報道機関との相互協力 4. 被害記録の整備 5. 物価の監視 6. 被災地住民の登録	
モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査 4. 被害状況の調査	モニタリング班 (商工観光課長)	商工観光課 企画環境課 農政課	1. 空間放射線量の測定及び報告 2. 緊急時モニタリングへの職員の派遣 3. 環境試料の採取・調査 4. 被害状況の調査	
民生班 (1班:保健福祉課長) (2班:町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援、避難者の収容支援 4. 食品の調達・給与、炊出し支援 5. 生活必需品物資の調達・給与 6. ボランティアの受入 7. 被ばく医療・救護事業の体制整備 8. 安定ヨウ素剤の配付 9. 住民等の健康調査の実施 10. 心身の健康相談体制の整備 11. 緊急被ばく医療への協力	民生班 (1班:保健福祉課長) (2班:町民生活課長)	保健福祉課 地域包括支援センター 町民生活課	1. 災害対策用資機材等の準備・調達・配備 2. 防護対策等の体制準備 3. 避難所の開設支援、避難者の収容支援 4. 食品の調達・給与、炊出し支援 5. 生活必需品物資の調達・給与 6. ボランティアの受入 7. 被ばく医療・救護事業の体制整備 8. 安定ヨウ素剤の配付 9. 住民等の健康調査の実施 10. 心身の健康相談体制の整備 11. 緊急被ばく医療への協力	
建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持(除雪体制) 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 汚染飲料水の規制 6. 給水対策	建設班 (建設課長)	建設課 上下水道課	1. 避難経路等の現状把握 2. 冬期間の避難経路維持(除雪体制) 3. 防災関係機関に対する協力要請 4. 飲料水の摂取制限の調査検討 5. 汚染飲料水の規制 6. 給水対策	
物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備	物資・輸送班 (税務課長)	税務課	1. 避難用バスの手配・配備 2. 避難用バスの乗車者確認の準備	
農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業員会事務局	1. 農林畜産事業者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討 3. 汚染農林畜産物の摂取・出荷規制 4. 農林畜産物の流通対策	農政班 (農政課長)	農政課 国営農地再編整備推進室 農業員会事務局	1. 農林畜産事業者からの問合せ対応 2. 農林畜産物の摂取・出荷規制の調査検討 3. 汚染農林畜産物の摂取・出荷規制 4. 農林畜産物の流通対策	
教育班 (1班:学校教育課長) (2班:町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容	教育班 (1班:学校教育課長) (2班:町民学習課長)	学校教育課 町民学習課 学校給食センター 幼児センター 地域子育て支援センター	1. 学校教育施設との連絡調整 2. 園児、児童生徒の防護及び退避等対策 3. 学校教育施設の提供 4. 避難所の開設 5. 避難者の収容	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>(2) 連絡員の派遣 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、知事からオフサイトセンター内に設置する北海道現地災害対策本部に連絡員の派遣要請があった場合には、職員を派遣するものとする。</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>(4) 道及び防災関係機関等への協力要請 本部長は、必要に応じ、道及び防災関係機関等に対して災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携 本部長は、<u>緊急避難</u>完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チーム及び道と連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む。）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもとでの災害廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(6) 災害対策本部の廃止 町長は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は緊急事態解除宣言前において、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき若しくは原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。</p> <p>第4節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等への広報</p> <p>(1) 町長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、道、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携のもとに、広報体系を一元化して迅速かつ的確に、様々な情報伝達手段を活用して継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 町長は、情報の提供にあたり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しても、関係機関と連携して広報に努めるものとする。</p> <p>(3) <u>警戒本部長</u>又は本部長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、この協議会の場を通じて、十分に内容を確認し広報活動を行うものとする。</p>	<p>(2) 連絡員の派遣 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、知事からオフサイトセンター内に設置する北海道現地災害対策本部に連絡員の派遣要請があった場合には、職員を派遣するものとする。</p> <p>(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等 本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることになった場合は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。</p> <p>(4) 道及び防災関係機関等への協力要請 本部長は、必要に応じ、道及び防災関係機関等に対して災害応急対策に必要な協力を要請するものとする。</p> <p>(5) 原子力被災者生活支援チームとの連携 本部長は、<u>初動段階における避難区域の住民避難</u>完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チーム及び道と連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む。）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもとでの災害廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>(6) 災害対策本部の廃止 町長は、内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言が発出されたとき、又は緊急事態解除宣言前において、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき若しくは原子力災害の危険性が解消したと認めたときは、第3非常配備体制を解除し、災害対策本部を廃止するものとする。 なお、廃止した場合は、その旨を国及び道に連絡するものとする。</p> <p>第4節 住民等に対する広報及び指示伝達</p> <p>1 住民等への広報</p> <p>(1) 町長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国、道、報道機関その他の防災関係機関及び原子力事業者との緊密な連携のもとに、広報体系を一元化して迅速かつ的確に、様々な情報伝達手段を活用して継続的な広報を行い、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図るものとする。 なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-3-1で示す系統図により行うものとする。</p> <p>(2) 町長は、情報の提供にあたり、情報の発信元を明確にするとともに、災害時要援護者に配慮した情報伝達に努めるものとする。また、観光客や通過者に対しても、関係機関と連携して広報に努めるものとする。</p> <p>(3) 本部長は、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会が設置された場合には、この協議会の場を通じて、十分に内容を確認し広報活動を行うものとする。</p>	<p>マニュアルによる修正</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>(4) 本部長は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難した場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>2 住民問い合わせ窓口 町長は必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応するため窓口を設置し、情報提供を行うものとする。</p> <p>3 町の行う広報及び指示伝達 (1) <u>町長</u>は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEED Iによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町や道等が講じている施策に係る情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 (2) <u>町長</u>は、特定事象発生通知や原子力緊急事態宣言により、知事からの指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話及びインターネット等あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に伝達するなど広報の徹底に努めるものとする。 なお、町が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 ア 事故の概要 イ 泊発電所における対策状況 ウ 災害の現況及び今後の予測 エ 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 オ 住民等のとるべき措置及び注意事項 カ その他必要と認める事項 住民等に対する広報及び指示伝達系統図 (図3-3-1)</p>	<p>(4) 本部長は、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難した場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。</p> <p>2 住民問い合わせ窓口 町長は必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応するため窓口を設置し、情報提供を行うものとする。</p> <p>3 町の行う広報及び指示伝達 (1) <u>本部長</u>は、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEED Iによる放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町や道等が講じている施策に係る情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応の段階や場所に応じて適切に提供するものとする。 (2) <u>本部長</u>は、特定事象発生通知や原子力緊急事態宣言により、知事からの指示又は情報の提供を受けた場合は、住民等に対し、コミュニティFM（防災ラジオ）、広報車、携帯電話及びインターネット等あらゆる広報手段を活用し、迅速かつ的確に伝達するなど広報の徹底に努めるものとする。 なお、町が行う広報事項は、概ね次のとおりとする。 ア 事故の概要 イ 泊発電所における対策状況 ウ 災害の現況及び今後の予測 エ 関係町村及び道並びに防災関係機関の対策状況 オ 住民等のとるべき措置及び注意事項 カ その他必要と認める事項 住民等に対する広報及び指示伝達系統図 (図3-3-1)</p>	<p>表記の修正 マニュアルによる修正 表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図</p>	<p style="text-align: center;">図3-3-1 住民等に対する広報及び指示伝達系統図</p>	<p>図全般の修正</p> <p style="text-align: right;">地区→区域に修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第5節 緊急時モニタリング</p> <p>1 緊急時モニタリング活動への協力 知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとしている。 町長は、知事の要請に基づき、緊急時モニタリング班への要員の派遣を行うなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。</p> <p>2 放射性物質による汚染状況の把握 町長は、道が行う緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況を常時把握するものとする。また、風向、風速、大気安定度等、放射能による影響推定に必要な気象状況についても、道等から常時収集しておくものとする。</p> <p>第6節 防護対策 警戒本部長又は本部長は、<u>特定事象又は原子力緊急事態宣言に基づく国あるいは道の指示を受け、又は必要に応じ、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p>1 PAZ内の町村による防護対策への協力 (1) <u>PAZの防護対策の考え方</u> PAZの防護対策は、放射性物質が放出される前の原子力施設の状況に応じて緊急事態を次の3つに区分し、緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を判断基準として防護措置を実施するものとしている。（原子力災害対策指針参照）</p> <p>ア <u>警戒事態</u> その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や早期に必要な災害時要援護者等の準備を開始する必要がある段階。</p> <p>イ <u>施設敷地緊急事態</u> 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。</p>	<p>第5節 緊急時モニタリング</p> <p>1 緊急時モニタリング活動への協力 知事は、第1非常配備体制をとった場合、原子力環境センター内に緊急時モニタリング班を設置し、速やかにモニタリングを開始するものとしている。 町長は、知事の要請に基づき、緊急時モニタリング班への要員の派遣を行うなど、道が行う緊急時モニタリング活動に協力するものとする。</p> <p>2 放射性物質による汚染状況の把握 町長は、道が行う緊急時モニタリングから得られた放射性物質による汚染状況を常時把握するものとする。また、風向、風速、大気安定度等、放射能による影響推定に必要な気象状況についても、道等から常時収集しておくものとする。</p> <p>第6節 防護対策 警戒本部長又は本部長は、<u>地域住民等の安全を第一に、次の防護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。</u></p> <p>1 防護対策の実施 (1) <u>本部長は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、屋内退避、避難誘導等の防護活動を実施する。</u></p> <p>ア <u>PAZ内の町村長は、警戒事態発生時には、国及び知事の指示又は独自の判断により、PAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）の準備を行うものとしている。</u></p> <p>イ <u>PAZ内の町村長は、特定事象（原災法第10条通報）発生時には、国及び知事の指示又は独自の判断によりPAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、PAZ内の災害時要援護者等に係る予防的防護措置（避難）を行うこととしている。また、あらかじめ指定された旅館又はホテル等へ受け入れの準備を依頼するとともに、避難場所責任者を速やかに派遣し、旅館又はホテル等施設管理者と受け入れ体制に関する調整を図ることとしている。</u> <u>警戒本部長又は本部長は、国及び知事の指示又は独自の判断により、町全域における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うものとする。</u></p>	<p>表記の修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p> <p>指針を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>ウ 全面緊急事態 原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>確定的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。</u></p> <p>(2) 避難の指示への対応 本部長又は警戒本部長は、<u>道その他防災関係機関から住民避難に係る協力要請があった場合には、避難が円滑に行われるよう協力するものとする。</u></p> <p>(3) 避難への協力 避難は、<u>バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車によるものとしており、本部長は、住民等への周知を行うなどにより、P A Z内の住民等の避難が円滑にできるよう努めるものとする。</u></p> <p>2 U P Z内の防護対策の実施</p> <p>(1) U P Zの防護対策の考え方 U P Zの防護対策は、<u>放射性物質の放出の前・後でE A L及び運用上の介入レベル(Operational Intervention Level、以下「O I L」という。)を判断基準として防護措置を実施するものとしている。(原子力災害対策指針参照)</u></p> <p>ア <u>放射性物質が放出される前(原子力施設の状況が全面緊急事態)</u> 施設の状況悪化に応じて、<u>屋内退避、避難を段階的に実施。</u></p> <p>イ <u>放射性物質の放出後</u> <u>拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性があるため、緊急時モニタリングを実施し、O I Lの基準に基づき屋内退避や避難及び一時移転を実施。</u></p> <p>(2) 防護対策及び防護対策地区の決定 知事は、<u>国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等の防護対策及び防護対策を講ずべき区域(以下「防護対策地区」という。)</u>を決定し、<u>U P Z内の関係町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告や指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとしている。</u> 本部長は、<u>国又は道の指示等により住民等の避難を決定した場合は、住民等の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</u></p>	<p>ウ <u>P A Z内の町村長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法第 15 条事象)を発出し、P A Z内の避難を指示した場合は、P A Z内の予防的防護措置(避難)を行うこととし、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、輸送手段の確保など住民避難の支援が必要な場合には、道と連携し国に要請することとしている。</u> 本部長は、<u>P A Z内の予防的防護措置(避難)の実施に併せ、国及び知事の指示又は独自の判断により、原則として町全域における予防的防護措置(屋内退避)を行うこととし、住民等にその旨を伝達するものとする。</u></p> <p>(削除) ※ (2) 及び (3) へ統合 (節内移動)</p> <p>(削除) ※ (2) 及び (3) へ統合 (節内移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除) ※計画に別表として添付</p> <p>また、本部長は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的措置を講じるよう指示された場合、又は、国及び道と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には道と連携し国に要請するものとする。</u> 本部長は、<u>国又は道の指示等により住民等の避難を決定した場合は、住民等の適切な行動等</u></p>	<p>指針を踏まえた修正</p> <p>節内移動</p> <p>節内移動</p> <p>指針を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>なお、本部長は、指示案を伝達された場合には、必要に応じ、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>※ <u>防護対策地区は、あらかじめ区画した方位、距離別の防護対策地区を単位として、気象状況、放射性物質の放出状況等を考慮して決定するものとする。</u></p> <p>※ <u>屋内退避及び避難等に係る指標は、「原子力災害対策指針」によるものとする。</u></p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>(2) 屋内退避の指示</p> <p>ア 知事は、原子力災害対策指針に基づき、屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避をとるべき防護対策地区 (オ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、知事から屋内退避の通知を受けたときは、防護対策地区内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ 知事又は本部長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(3) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 本部長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 本部長は、屋内退避中の住民等に対して、コミュニティFM (防災ラジオ)、広報車、携帯電話及びインターネット等の広報手段を用いて、災害状況等の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。</p> <p>知事は、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供するものとしている。</p> <p>(4) コンクリート屋内退避の指示</p> <p>ア 知事は、コンクリート屋内退避の防護対策地区を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネッ</p>	<p>の適切な行動の確保と混乱の防止を図りながら、退避等措置計画に基づき、防護対策を実施するものとする。</p> <p>なお、本部長は、指示案を伝達された場合には、必要に応じ、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p><u>緊急事態区分とEALについて (別添1)</u> <u>OILと防護措置について (別添2)</u></p> <p>(4) 屋内退避の指示</p> <p>ア <u>国又は知事</u>は、原子力災害対策指針に基づき、屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知するとともに、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 屋内退避をとるべき防護対策区域 (オ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、<u>国又は知事</u>から屋内退避の通知を受けたときは、防護対策区域内の住民等に対して、速やかに屋内退避をするよう指示するものとする。</p> <p>ウ <u>国又は知事</u>、本部長は、屋内退避が長期にわたることが予想される場合には、避難の実施を検討するものとする。</p> <p>(5) 屋内退避の方法</p> <p>屋内退避は、原則として住民等が自宅内にとどまるものとする。</p> <p>ア 本部長は、防護対策区域内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。</p> <p>イ 知事は、屋内退避中の住民等に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して必要な情報を提供するものとし、本部長は、コミュニティFM (防災ラジオ)、広報車、携帯電話及びインターネット等の広報手段を用いて、災害状況等の必要な情報を迅速かつ適切に提供するものとする。</p> <p>(6) コンクリート屋内退避の指示</p> <p>ア <u>国又は知事</u>は、コンクリート屋内退避の防護対策区域を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インタ</p>	<p>指針を踏まえた修正 ・判断基準は指針別表を適用(計画に別表として添付)</p> <p>節内移動、マニュアルによる修正 地区→区域に修正。以下同じ</p> <p>マニュアルによる修正 マニュアルによる修正</p> <p>節内移動</p> <p>再構成</p> <p>節内移動 マニュアルによる修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>トや携帯電話を活用して防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) コンクリート屋内退避をとるべき防護対策<u>地区</u> (オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (カ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、知事から、コンクリート屋内退避の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、退避又は避難を円滑に行うため協力を要請するとともに、防護対策<u>地区</u>内の住民等に対して、コンクリート屋内退避の措置を講ずるものとする。</p> <p>(5) コンクリート屋内退避の方法</p> <p>ア 本部長は、防護対策<u>地区</u>内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮のうえ、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。</p> <p>イ 本部長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護にあたらせるものとする。</p> <p>ウ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>エ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(6) 避難の指示</p> <p>ア 知事は、避難の防護対策<u>地区</u>を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策<u>地区</u>内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策<u>地区</u> (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、知事から避難の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため協力を要請するものとする。また、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避難経路</p>	<p>ーネットや携帯電話を活用して防護対策<u>区域</u>内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) コンクリート屋内退避をとるべき防護対策<u>区域</u> (オ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (カ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、<u>国又は</u>知事から、コンクリート屋内退避の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、退避又は避難を円滑に行うため協力を要請するとともに、防護対策<u>区域</u>内の住民等に対して、コンクリート屋内退避の措置を講ずるものとする。</p> <p>(7) コンクリート屋内退避の方法</p> <p>ア 本部長は、防護対策<u>区域</u>内の住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、泊発電所との方位・距離等を考慮のうえ、コンクリート屋内退避所を指定するものとする。</p> <p>イ 本部長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、職員を派遣して退避者の保護にあたらせるものとする。</p> <p>ウ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で退避のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>エ 本部長は、コンクリート屋内退避の措置を講じた場合は、退避誘導責任者、退避所責任者から報告を受け、戸別訪問、退避所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の退避状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(2) 避難の指示</p> <p>ア <u>国又は</u>知事は、避難の防護対策<u>区域</u>を決定したときは、直ちに本部長に対し、次に掲げる事項を指示又は通知し、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、また、インターネットや携帯電話を活用して防護対策<u>区域</u>内の住民等に周知させるとともに、本部長の指示に従って行動するよう呼び掛けるものとしている。</p> <p>(ア) 事故の概要 (イ) 災害の現況と今後の予測 (ウ) 講じている対策と今後とるべき措置 (エ) 避難をとるべき防護対策<u>区域</u> (オ) 避難に当たっての注意事項 (カ) 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物の摂取制限に関する事項 (キ) その他必要と認める事項</p> <p>イ 本部長は、<u>国又は</u>知事から避難の指示等を受けたときは、防災関係機関の長に対し、避難を円滑に行うため協力を要請するものとする。また、あらかじめ指定した旅館又はホテル等、避</p>	<p>マニュアルによる修正</p> <p>節内移動</p> <p>節内移動</p> <p>マニュアルによる修正</p> <p>マニュアルによる修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>等を周知し、防護対策<u>地区</u>内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。 なお、輸送手段の確保など住民等の避難の支援が必要な場合は、道へ要請するものとする。</p> <p>(7) 避難の方法</p> <p>ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、本部長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。 また、本部長は、避難が円滑に行われるよう道と協力するものとする。 なお、本部長は、避難にあたって自家用車等を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p> <p>イ 本部長は、避難の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(8) その他</p> <p>ア 本部長及び知事は、退避等を行う住民等に対して、被ばく低減のためマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導にあたる者もこの旨を必要に応じ住民等へ伝達するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>イ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において必要な飲食物、生活必需物資等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合は、知事及び他の市町村長に協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において、住民等に不安や動揺を与えないよう情報手段を確保し、適時適切に正確な情報を提供するとともに、必要に応じ適切な指示を行うものとする。</p> <p>3 退避又は避難の誘導</p> <p>退避又は避難の誘導は、職員、消防職（団）員及び警察官等があたり、知事との緊密な連携のもとに<u>2-(1)</u>で定める防護対策<u>地区</u>内の<u>防災対策区画</u>ごとに、住民等の退避等の状況を確認しながら実施するものとする。 なお、避難に際して他の防災関係機関の手段を使用する場合は、当該防災関係機関の指示に従うものとする。 本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、道と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニング</p>	<p>難経路等を周知し防護対策<u>区域</u>内の住民等に対して、避難の措置を講ずるものとする。 なお、輸送手段の確保など住民等の避難の支援が必要な場合は、道へ要請するものとする。</p> <p>(3) 避難の方法</p> <p>ア 避難は、バス等による輸送、鉄道輸送、海上輸送、航空輸送のほか自家用車等によるものとし、本部長は、退避等措置計画において、具体的な避難方法をあらかじめ定めるものとする。 また、本部長は、避難が円滑に行われるよう道と協力するものとする。 なお、本部長は、避難にあたって自家用車等を使用させる場合には、その要件や避難者の把握方法など必要な事項を定め、住民等へ周知するものとする。</p> <p>イ 本部長は、避難の措置を実施するにあたって、放射線の影響を受けやすい妊産婦、乳幼児及び児童生徒を優先するものとする。 また、自力で避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、避難の措置を講じた場合は、避難誘導責任者、避難場所責任者から報告を受け、戸別訪問、避難場所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、取りまとめるものとする。</p> <p>(8) その他</p> <p>ア 本部長及び知事は、退避等を行う住民等に対して、被ばく低減のためマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持など、必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導にあたる者もこの旨を必要に応じ住民等へ伝達するものとする。</p> <p><u>浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減計数（資料 3-5-3）</u></p> <p>イ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において必要な飲食物、生活必需物資等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合は、知事及び他の市町村長に協力を要請するものとする。</p> <p>ウ 本部長は、コンクリート屋内退避又は避難場所において、住民等に不安や動揺を与えないよう情報手段を確保し、適時適切に正確な情報を提供するとともに、必要に応じ適切な指示を行うものとする。</p> <p>2 退避又は避難の誘導</p> <p>退避又は避難の誘導は、職員、消防職（団）員及び警察官等があたり、知事との緊密な連携のもとに<u>1-(1)</u>で定める防護対策<u>区域</u>内の<u>地区（集落）</u>ごとに、住民等の退避等の状況を確認しながら実施するものとする。 なお、避難に際して他の防災関係機関の手段を使用する場合は、当該防災関係機関の指示に従うものとする。 本部長は、住民等の避難誘導にあたっては、道と協力し、住民等に向けて避難やスクリーニング</p>	<p>節内移動</p> <p>資料の表示を追加</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>等の場所の所在、災害の概要その他避難に必要な情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、本部長は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び道に対して提供するものとする。</p> <p style="text-align: center;">町職員、消防職（団）員数等 (資料 3-5-4)</p> <p>4 一時滞在場所の設置</p> <p>(1) 本部長の要請</p> <p>本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 知事の要請</p> <p>知事は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると認める場合は、他の市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとしている。</p> <p>(3) 本部長の措置</p> <p>本部長は、知事から他の市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡調整及び避難者の保護にあたらせるものとする。</p> <p>5 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 町は、道と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者当に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。なお、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避</p>	<p>等の場所の所在、災害の概要その他避難に必要な情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、本部長は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び道に対して提供するものとする。</p> <p style="text-align: center;">町職員、消防職（団）員数等 (資料 3-5-4)</p> <p>3 一時滞在場所の設置</p> <p>(1) 本部長の要請</p> <p>本部長は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>避難先 (資料 3-5-6)</u></p> <p>(2) 知事の要請</p> <p>知事は、避難対象区域内の住民等が旅館又はホテル等へ避難するまでの間、一時滞在場所として他の市町村への避難が必要であると認める場合は、他の市町村長に対し、災対法第72条第1項の規定に基づき、当該市町村の避難所の設置、避難者の受入れを要請するものとしている。</p> <p>(3) 本部長の措置</p> <p>本部長は、知事から他の市町村への避難の指示を受けた場合は、住民等に対しその旨の指示を行い、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受入市町村との連絡調整及び避難者の保護にあたらせるものとする。</p> <p>4 災害時要援護者等への配慮</p> <p>(1) 町は、道と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難場所での生活に関しては、災害時要援護者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者当に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>災害時要援護者の状況 (資料 3-5-7)</u></p> <p>(2) 医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。なお、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避</p>	<p>資料の表示を追加</p> <p>表記の修正</p> <p>資料の表示を追加</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>難させるものとする。なお、入所者又は利用者を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>6 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町及び道に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>7 仮設住宅等の活用 本部長は、道及び国と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めるものとする。</p> <p>8 警戒区域の設定 本部長は、住民等の防護対策及び防護対策<u>地区</u>が決定された場合は、知事の指導、助言を得て対法第 63 条 1 項の規定に基づき、必要に応じて、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第 4 節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより、住民等に周知の徹底を図るものとする。</p> <p>9 立入制限等の措置 本部長は、避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。 また、本部長は、知事の指示に基づき、防護対策地区内への防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立入禁止、警戒区域への立入制限を住民等に対し指示するものとする。また、本部長は、倶知安警察署長に対し、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。</p> <p>10 防護対策<u>地区</u>及び警戒区域内の警備 倶知安警察署長は、防護対策<u>地区</u>及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>11 防災業務関係者の防護対策 町、道、羊蹄山ろく消防組合消防本部、倶知安警察署その他防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p>	<p>難させるものとする。なお、入所者又は利用者を避難させた場合は、道及び町に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>5 学校等施設における避難措置 学校等施設は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、町及び道に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p> <p>6 仮設住宅等の活用 本部長は、道及び国と連携し、避難者の健全な生活環境の早期確保のために、仮設住宅の提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等に努めるものとする。</p> <p>7 警戒区域の設定 本部長は、住民等の防護対策及び防護対策<u>区域</u>が決定された場合は、知事の指導、助言を得て対法第 63 条 1 項の規定に基づき、必要に応じて、警戒区域を設定するものとする。 なお、警戒区域を設定した場合は、第 4 節（住民等に対する広報及び指示伝達）の定めるところにより、住民等に周知の徹底を図るものとする。</p> <p>8 立入制限等の措置 本部長は、避難を勧告又は指示した地域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。 また、本部長は、知事の指示に基づき、防護対策地区内への防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立入禁止、警戒区域への立入制限を住民等に対し指示するものとする。また、本部長は、倶知安警察署長に対し、防護対策地区における立入禁止及び警戒区域における立入制限の措置と、この措置に伴う交通規制の実施について要請するものとする。</p> <p>9 防護対策<u>区域</u>及び警戒区域内の警備 倶知安警察署長は、防護対策<u>区域</u>及び警戒区域内の警備を実施し、犯罪の予防、不法行為の取締等治安を確保するものとする。</p> <p>10 防災業務関係者の防護対策 町、道、羊蹄山ろく消防組合消防本部、倶知安警察署その他防災関係機関は、退避等の誘導、救出、警備等の応急対策に従事する者の防護について緊密な連携を図り、適切な被ばく管理を行うとともに、防護マスク、個人線量計等必要な資機材の携帯等安全を確保するため万全な対策を講ずるものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則としてそれぞれの機関ごとに行うものとする。 なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。 (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等やむを得ない緊急作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の結晶体については等価線量で 300 ミリシーベルト、皮膚については等価線量で 1 シーベルトをあわせて上限とする。</p> <p>12 飲料水・飲食物の摂取制限等の措置 <u>本部長は、知事から飲料水、飲食物の放射線物質による汚染度が、原子力災害対策指針に掲げる指標を超え、又は超えるおそれがあり、飲料水、飲食物の摂取制限に関する指示を受けた時は、住民等に対して次の措置を講じるものとする。</u> <u>(1) 飲料水の摂取制限</u> 本部長は、<u>防護対策地区内及び当該地区に水源を有する水道供給区域の住民等に対し、汚染水源の使用及び汚染飲料水の飲用を禁止するものとする。</u> <u>(2) 飲食物の摂取制限</u> 本部長は、<u>防護対策地区内の住民等に対し、汚染飲食物の摂取を制限又は禁止するものとする。</u> <u>(3) 農林水産物の採取及び出荷制限</u> 本部長は、<u>放射性物質による汚染のおよぶ地域の農林水産物の生産者、集荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林水産物の収穫・採取の禁止、出荷制限等を行うものとする。</u></p> <p>第7節 緊急被ばく医療 本部長は、知事の要請に基づき緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療活動について協力するものとする。 医療班のチーム編成 (資料 3-6-1)</p> <p>(1) 職員の派遣 本部長は、知事が第2非常配備体制をとり、後志総合振興局岩内地域保健室に医療班を設置し、緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行う場合、知事が編成する医療班企画調整チームに職員を派遣し、緊急被ばく医療活動の状況、緊急被ばく医療活動実施計画その他必要事項について、本部への連絡にあたらせるものとする。 (2) 羊蹄医師会に対する協力要請 本部長は、必要に応じ、羊蹄医師会に対し、緊急時における一般傷病者への医療活動を要請するものとする。 (3) 傷病者の搬送</p>	<p>また、防災業務関係者の被ばく管理は、原則としてそれぞれの機関ごとに行うものとする。 なお、防災業務関係者の放射線防護に係る指標は、原子力災害対策指針に基づき次のとおりとする。 (1) 応急対策活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。 (2) 災害の拡大防止及び人命救助等やむを得ない緊急作業を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。 また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の結晶体については等価線量で 300 ミリシーベルト、皮膚については等価線量で 1 シーベルトをあわせて上限とする。</p> <p>11 飲料水・飲食物の摂取制限等の措置 <u>(1) 本部長は、国又は知事の要請による住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、併せて、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u> <u>(2) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、道が国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する場合、必要に応じ、協力するものとする。</u> <u>(3) 本部長は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生上の基準を踏まえた国及び道の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。</u> <u>O I Lと防護措置について (別添2)</u></p> <p>第7節 緊急被ばく医療活動 本部長は、知事の要請に基づき緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療活動について協力するものとする。 医療班のチーム編成 (資料 3-6-1)</p> <p>(1) 職員の派遣 本部長は、知事が第2非常配備体制をとり、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に医療班を設置し、緊急被ばく医療活動を実施するための準備を行う場合、知事が編成する医療班企画調整チームに職員を派遣し、緊急被ばく医療活動の状況、緊急被ばく医療活動実施計画その他必要事項について、本部への連絡にあたらせるものとする。 (2) 羊蹄医師会に対する協力要請 本部長は、必要に応じ、羊蹄医師会に対し、緊急時における一般傷病者への医療活動を要請するものとする。 (3) 傷病者の搬送</p>	<p>指針を踏まえた修正</p> <p>表記の修正</p> <p>組織改正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>本部長は、医師の判断により傷病者の搬送等を要する場合、北海道現地災害対策本部と連携して緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。また、知事は汚染の検査及び除染の結果、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく者を放射線医学総合研究所等の放射線障害専門病院へ移送するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>本部長は、知事の指示に基づき、住民等に対し、放射線防護のため安定ヨウ素剤を服用させるものとする。</p> <p>なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。</p> <p>第8節 緊急輸送活動及び必需物質の調達</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、道等防災関係機関と調整のうえ緊急輸送を行うものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害応急対策要員及び資機材</p> <p>イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>ウ 避難者、負傷者等</p> <p>エ コンクリート屋内退避所、避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>カ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>ア 本部長は、道等防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を確認し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>イ 本部長は、人員、車両等に不足を生じる場合は、道、その他防災関係機関等に支援を要請す</p>	<p>本部長は、医師の判断により傷病者の搬送等を要する場合、北海道現地災害対策本部と連携して緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。また、知事は汚染の検査及び除染の結果、専門的な医療が必要と認められる場合は、被ばく者を放射線医学総合研究所等の放射線障害専門病院へ移送するものとする。</p> <p>(4) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>本部長は、知事の指示に基づき、<u>避難</u>住民等に対し、放射線防護のため安定ヨウ素剤を服用させるものとする。</p> <p>なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保するものとする。</p> <p>第8節 緊急輸送活動及び必需物質の調達</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) 緊急輸送の順位</p> <p>本部長は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、道等防災関係機関と調整のうえ緊急輸送を行うものとする。</p> <p>第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数グループのメンバーの輸送</p> <p>第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送</p> <p>第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送</p> <p>第4順位 住民等の生活を確保するために必要な物資の輸送</p> <p>第5順位 その他災害対応対策のために必要な輸送</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>ア 災害応急対策要員及び資機材</p> <p>イ 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>ウ 避難者、負傷者等</p> <p>エ コンクリート屋内退避所、避難場所等を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>カ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立</p> <p>ア 本部長は、道等防災関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を確認し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。</p> <p>イ 本部長は、人員、車両等に不足を生じる場合は、道、その他防災関係機関等に支援を要請す</p>	<p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>るものとする。</p> <p>ウ 本部長は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>北海道警察本部及び関係町村等町道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。また、関係町村等道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携のもとに除雪体制を強化するものとする。</p> <p>2 生活必需品の調達</p> <p>(1) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>本部長は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、知事の協力を得て、飲料水及び飲食物の供給に関する応急措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給</p> <p>本部長は、退避等の措置を講じた場合、防護対策地区住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資を調達し、その供給を行うものとする。また、供給すべき物資が不足するときは、知事に協力を要請するものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>第9節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民等や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 町は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を道に要請するものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>ウ 本部長は、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。</p> <p><u>緊急輸送車両の確保について</u> (資料 3-7-1)</p> <p><u>緊急輸送車両状況</u> (資料 3-7-2)</p> <p>(4) 緊急輸送のための交通確保</p> <p>北海道警察本部及び関係町村等町道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会等において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。また、関係町村等道路管理者は、特に冬期間の道路交通の確保のため、相互の緊密な連携のもとに除雪体制を強化するものとする。</p> <p>2 生活必需品の調達</p> <p>(1) 飲料水及び飲食物の供給</p> <p>本部長は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を講じたときは、知事の協力を得て、飲料水及び飲食物の供給に関する応急措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 生活必需物資の供給</p> <p>本部長は、退避等の措置を講じた場合、防護対策区域住民等が生活維持のため必要とする食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資を調達し、その供給を行うものとする。また、供給すべき物資が不足するときは、知事に協力を要請するものとする。</p> <p>なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> <p>第9節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>(1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、退避の際は、住民等や生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p> <p>また、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。</p> <p>(2) 町は、関係町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ関係町村の庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を道に要請するものとする。</p>	<p>資料の表示を追記</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>これらの事故が関係町村において発生した場合、関係町村及び道は、国及び原子力事業者が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など防災関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等へは、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避</p> <p>(ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去</p> <p>(エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(オ) モニタリングの実施</p> <p>(カ) 遮へい対策の実施</p> <p>(キ) 立入制限区域の設定</p> <p>(ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置</p> <p>(ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 道を経由して事故の通報を受けた羊蹄山ろく消防組合は、直ちにその旨を町に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 北海道警察本部を経由して事故の通報を受けた倶知安警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとしている。</p> <p>(5) 町は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、道、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第10節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策</p> <p>核燃料物質等の運搬中に放射性物質の漏えい、遮へい性能の劣化及び臨界に達するような事故が発生した場合の防護対策については、原子力災害の発生及び拡大防止のため、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、必要に応じて、救出、消火活動、立入制限区域の設定、汚染及び漏えい拡大防止対策、遮へい対策等緊急措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われる。</p> <p>これらの事故が関係町村において発生した場合、関係町村及び道は、国及び原子力事業者が主体となって行う応急対策を支援する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、直ちに国、事故発生場所を管轄する都道府県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署など防災関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等へは、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。</p> <p>(2) 原子力事業者は、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生の防止を図るものとする。</p> <p>(ア) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(イ) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避</p> <p>(ウ) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去</p> <p>(エ) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(オ) モニタリングの実施</p> <p>(カ) 遮へい対策の実施</p> <p>(キ) 立入制限区域の設定</p> <p>(ク) 火災の場合は消火、延焼防止の措置</p> <p>(ケ) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>(3) 道を経由して事故の通報を受けた羊蹄山ろく消防組合は、直ちにその旨を町に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(4) 北海道警察本部を経由して事故の通報を受けた倶知安警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察官の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとしている。</p> <p>(5) 町は、事故の状況把握に努め、国の主体的な指導のもとに、道、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など、必要な措置を講じるものとする。</p>	

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 現地事後対策連絡会議の出席等 知事(本部長)は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、<u>現地本部要員</u>を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 本部長は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第5節 放射性物質による環境汚染への対処 本部長は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第6節 各種指示・制限措置の解除 本部長は、<u>原子力緊急事態解除宣言により国から指示があった場合を除き、知事の指示に基づき、住民等に対して退避等の措置の解除及び立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとし、住民等に対しその解除の内容を広報するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 <u>町長(本部長)</u>は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。</p> <p>第3節 現地事後対策連絡会議の出席等 <u>町長(本部長)</u>は、原子力緊急事態解除宣言発出後、原災法第27条に基づく応急対策を実施するためにオフサイトセンターに国による現地事後対策連絡会議が組織された場合は、<u>職員</u>を出席させ、関係機関等の事後対策の体制、事後対策の内容等の確認、情報の共有等を行うものとする。なお、現地事後対策連絡会議に出席する職員は、別に指定するものとする。</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 <u>町長(本部長)</u>は、国及び道と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。</p> <p>第5節 放射性物質による環境汚染への対処 <u>町長(本部長)</u>は、国、道、原子力事業者及び防災関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。</p> <p>第6節 各種制限措置等の解除 <u>町長(本部長)</u>は、<u>道と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき実施された、原子力災害応急対策としての立入制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等の各種制限措置の解除を行うものとし、住民等に対しその内容を広報するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</u></p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正 表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>マニュアルによる修正 表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第7節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災地住民等の登録 本部長は、<u>屋内退避、避難等</u>の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨を証明し、避難場所等において実施した措置等について登録するものとする。 被災地住民登録様式 (資料 4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 本部長は、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するものとする。 (1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 本部長は、知事と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた<u>地区</u>の住民等に対して健康調査を実施し、健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録の作成 <u>町</u>は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>第7節 損害賠償の請求等に必要な資料の作成</p> <p>1 被災地住民等の登録 <u>町長</u> (本部長) は、<u>退避等</u>の各種措置をとった住民等が原子力災害発生時にその地域に所在した旨を証明し、避難場所等において実施した措置等について登録するものとする。 被災地住民登録様式 (資料 4-3-1)</p> <p>2 損害調査の実施 <u>町長</u> (本部長) は、原子力災害発生時において次に掲げる事項に起因して住民等が受けた損害について、調査するものとする。 (1) 屋内退避、避難の措置 (2) 飲食物の摂取制限及び農林水産物に対する出荷制限措置 (3) 立入制限措置 (4) その他町長が指示した事項</p> <p>3 健康調査の実施 <u>町長</u> (本部長) は、知事と協力して、原子力災害時において防護対策を講じた<u>区域</u>の住民等に対して健康調査を実施し、健康維持を図るものとする。</p> <p>4 諸記録の作成 <u>町長</u> (本部長) は、被災地の汚染状況図、応急対策措置、復旧措置等を記録し、保存しておくものとする。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>
<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) <u>町</u>は、国及び道と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>町</u>は、国及び道と連携し、被災者の自立への援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) <u>町</u>は、道と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>(1) <u>町長</u>は、国及び道と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。</p> <p>(2) <u>町長</u>は、国及び道と連携し、被災者の自立への援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(3) <u>町長</u>は、道と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。</p>	<p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p> <p>表記の修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
<p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>町長は、国、道及び関係団体と連携し、原子力災害による生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対する風評被害等の影響を軽減するために、広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>町長は、国、道及び関係機関と連携し、必要に応じ災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等への援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>町長は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、道及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>町長は、国、道及び関係機関と協力して、生活必需品の物価の監視を行うものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成</p> <p>原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力</p> <p>原子力事業者は、国、道及び関係町村に環境放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行うものとする。</p> <p>3 損害賠償請求等への対応</p> <p>原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、<u>原子力緊急事態解除宣言後速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</u></p>	<p>第9節 風評被害等の影響の軽減</p> <p>町長は、国、道及び関係団体と連携し、原子力災害による生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対する風評被害等の影響を軽減するために、広報活動を行うものとする。</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援</p> <p>町長は、国、道及び関係機関と連携し、必要に応じ災害関係制度資金を活用し、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。</p> <p>また、被災中小企業等への援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備</p> <p>町長は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、国、道及び医療機関と連携し、泊発電所の周辺住民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>第12節 物価の監視</p> <p>町長は、国、道及び関係機関と協力して、生活必需品の物価の監視を行うものとする。</p> <p>第13節 原子力事業者の災害復旧対策</p> <p>1 災害復旧計画の作成</p> <p>原子力事業者は、災害復旧対策についての計画を作成して、国、道及び関係町村に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。</p> <p>2 道等が行う災害復旧対策への協力</p> <p>原子力事業者は、国、道及び関係町村に環境放射線モニタリング、除染等に必要となる防災資機材の貸与及び防災要員の派遣を行うものとする。しよどう</p> <p>3 損害賠償請求等への対応</p> <p><u>初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者支援チームと連携し、</u>原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>福島事故の対応を踏まえた修正</p>

修正前 (H25. 3. 28)	修正案	修正事由
------------------	-----	------

※ 当該資料は、原子力災害対策指針で定める「緊急事態区分とEAL」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添 1

緊急事態区分とEALについて

		現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用 ①原子力施設等立地都道府県 ^{※1} において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ②原子力施設等立地都道府県 ^{※1} において、大津波警報が発令 ^{※2} された場合 ③東海地震注意情報が発令された場合 ^{※3} ④原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等 ^{※4} ⑤その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更） ①原子炉冷却材の漏えい ②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動 ③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 ④原子炉から主復水器により熱を冷却する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失 ⑤全交流電源喪失（5分以上継続） ⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続 ⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 ⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑨原子炉制御室の使用不能	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法第10条より変更） ①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない ②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止するすべての機能が喪失 ③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能 ④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 ⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失 ⑥原子炉を冷却するすべての機能が喪失 ⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 ⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知 ⑨原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知 ⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続 ⑪原子炉制御室等の使用不能 ⑫書写済燃料集合体の貯蔵槽液位が、当該燃料集合体が露出する液面まで低下 ⑬敷地境界の空間放射線量率 $5\mu\text{Sv/h}$ が10分以上継続 ^{※5}	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

※1 北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。ただし、北海道については、後志総合振興局管内に限る。上斎原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甌島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。

※2 施設が津波の発生地域から内陸側となる、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。

※3 中部電力株式会社浜岡原子力発電所を警戒事態の対象とする。

※4 想定される具体例は次のとおり。
 ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の1つの電源）になった場合
 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合
 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合
 ・原子炉水位有効燃料長上端未満
 ・自然災害により以下の状態となった場合
 ープラントの設計基準を超える事象
 ー長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象

※5 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。

修正前 (H25.3.28)	修正案	修正事由
----------------	-----	------

※ 当該資料は、原子力災害対策指針で定める「OILと防護措置」であり、今後改定に合わせて差し替えていくものである。

別添2

OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要		
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1m.で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、非難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)		
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準値を超える際は迅速に除染。		
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1m.で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。		
飲食物摂取制限 ^{※9}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※6} (地上1m.で計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。		
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。		
			飲料水 牛乳・乳製品		野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	
			放射性ヨウ素		300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}
			放射性セシウム		200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg		
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組織が明確になった時点で必要な場合にはOILの値設定は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。